

※同旨のご意見については、一つの意見としてまとめて概要に記載

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
No		
1.	各条文中で「上場会社等」が「各外国株主当」に書き換えられているが、これでは法の内容が全く変わってしまうのではないかと修正を求める。	新令第2条第4項において、「上場会社等の各株主」を「各外国株主等」と改正している部分に関するご指摘かと存じますが、これは、「株主」ではない外国法人等（自らは株式を保有しないものの、他者から委任を受け株式への一任運用を行う外国法人等）を対象とする必要があるため、規定の適正化を行うものです。
2.	案文が複雑怪奇過ぎるだろう。 「共同して直接保有法人等又は出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の行使（当該直接保有法人等が所有し、若しくは保有する株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは保有等議決権に係る非上場会社若しくは上場会社等又は当該出資証券所有法人等が所有する出資証券に係る法人の経営に影響を与えるおそれのある事項がその対象に含まれていない場合におけるものを除く。）をすることにつき、当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権を保有する他の非居住者等の同意を得ることであつて、当該同意を得たもの（以下この号において「間接同意取得者」という。）が保有する実質保有等外国議決権の数、当該同意をしたもの（以下この号において「間接同意者」という。）が保有する実質保有等外国議決権の数、当該間接同意取得者を第十七項に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数及び当該間接同意者を同項に規定する株式取得者等とした場合に同号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上となるもの（直接保有法人等の実質保有等外国議決権の行使に係る同意の取得にあつては、当該直接保有法人等が、当該間接同意者及び当該間接同意取得者を第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該同意の取得に限る。）」 これを理解できる人間が居るのか？ フローチャート等を用いて、人間にも解る様に改めるべきだ。	貴重なご意見として参考させていただきます。 今後とも、投資審査制度に関する年次報告書（アニュアルレポート）の公表等を通じて、対内直接投資審査制度に関する情報を可能な限り分かりやすく整理・紹介できるよう努めてまいります。
3.	一国民として、外国資本による日本の重要インフラへの影響力に関する財務省の施策について意見を申し上げます。 現状の問題点 問題の根本は、現行の外為法が「新規投資の事前審査」はできるものの、既に入った外国資本を是正する法的手段を持っていない点にあります。 具体的な意見 第一に、外為法の対象業種に「通信インフラ（メッセージアプリ・SNS プラットフォーム）」「広告代理業・コンテンツ IP 管理業」を安全保障上の重要業種として追加し、外国資本による保有比率の上限規制を設けてください。 第二に、既存の外国資本による重要インフラへの支配的持分について、安全保障上の懸念がある場合に段階的な持分削減を求めることができる法的根拠を整備してください。現行法では事後的な対応手段がなく、行政指導しても資本関係を変えられない状況が続いています。 第三に、クールジャパン予算（556 億円超）を受給する企業・団体への外資比率規制を設け、外資傘下企業が公的支援を受けることへの歯止めを設けてください。国民の税金で育てた IP の収益が外国に流出する構造を是正してください。 第四に、非上場化された企業が外資に転売されるスキームへの対応策を整備してください。この手法への監視・規制が必要で	貴重なご意見として参考させていただきます。なお、2020 年に施行された外為法の改正において、外国投資家の行う一定の株主行為について事前届出を求めることとし、株式取得後においても国の安全等を損なうおそれに対応できるよう見直しを行いました。 今後とも、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応できるよう、対内直接投資審査制度の高度化に努めてまいります。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	す。 日本の安全保障と産業基盤を守るため、外為法の抜本的強化をお願いします。	
4.	【意見の趣旨】 外為法の改正に伴う審査基準等の整備について、単なる形式的な手続きの明確化に留まらず、地政学的リスクや技術流出、サイバー攻撃等の脅威を考慮した「実効性のある監視・監査体制の構築」を強く要望します。現行制度は「投資の入口（審査時）」に偏重しており、投資後の持続的な安全保障を担保する仕組みとしては不十分であると考えます。 【意見の理由】 1. 不動産・重要土地等の取得における監視体制の強化 外国資本による日本の土地や水源地の取得が、純粋な経済活動を越え、国家安全保障上のリスク（中継拠点や偽装工作の場）となる懸念があります。重要インフラ周辺等の取引に対し、実質的支配者（UBO）を徹底的に追跡する体制を構築し、取得後も定期的かつ継続的な監査・報告義務を課す制度を導入してください。 2. サプライチェーンの軍事転用防止と技術管理の厳格化 ロシア・ウクライナ戦争の事例に見られるように、日本企業の部品や半導体が軍事転用されるリスクは極めて深刻です。投資審査において、単なる出資の是非だけでなく、その企業が属するサプライチェーン全体での「取引先リスク（エンドユーザー確認）」を厳格化すべきです。また、技術漏洩や転用が判明した場合、資金凍結や事業停止を含む抑止力として十分な罰則規定を設けるべきです。 3. サイバー攻撃および内部不正の防止 サイバー攻撃やハッカーによる情報流出に加え、被害者を装った情報提供や不正な情報の受け渡しを防止する必要があります。外国資本の影響下にある企業に対し、第三者機関による定期的なサイバーセキュリティ監査および内部不正チェックを義務付け、データの送受信先やアクセス権限の管理状況を国が監督できる仕組みを検討してください。 4. 意思決定の透明性および日本人関与の義務化 外国資本による経営権取得後、経営の空洞化や技術継承の断絶を招くリスクを懸念しています。一定規模以上の重要企業において、支配を受ける場合には取締役会等の意思決定機関への日本人の参画を条件とし、あわせて一定割合以上の国内雇用を維持・義務付けることで、技術と情報の国内管理体制を担保すべきです。 5. 「入口」から「継続的監視」への政策転換 現行の外為法による審査が「投資時点（入口）」のみに偏っている点に強い懸念があります。投資後も持続的に国の安全保障できるよう、経済安全保障推進法など他法との連携も視野に入れつつ、事後監査および企業統治のあり方を抜本的に見直してください。形式的な報告に頼るのではなく、実効性のある監視体制の構築を求めます。 【結論】 外国投資は日本経済にとって重要ですが、安全保障とのバランスを欠けば国益を著しく損ないます。上記提言に基づき、外為法の運用のあり方を「投資後の継続的な監督」へと大きくシフトさせ、日本国内での責任体制が保持される法環境を整えることを強く要望します。	対内直接投資審査制度の対象を超える内容も含まれておりますが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。なお、当局としても投資実行後のモニタリング等については一層力を入れているところです。 今後とも、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応できるよう、対内直接投資審査制度の高度化に努めてまいります。
5.	本改正案に賛成します。 日本企業が保有する重要技術、営業秘密、個人情報その他の機微な情報が、外国政府等の影響を受ける投資家による出資・買収・経営参加を通じて国外へ流出することは、日本の経済安全保障、産業競争力及び国民生活の基盤を損なう重大な問題です。 日本企業を直接取得する場合だけでなく、その株式を保有する外国法人を買収する方法、日本国内の個人・法人を名義上の投資家として利用する方法、複数の法人や投資ファンド等を介する方法についても規制対象とすることは、制度の抜け道を防ぐために必要です。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 本年6月に創設された対日外国投資委員会等を通じて、対内直接投資等に伴う安全保障上のリスクについては、省庁横断的な視点で検証する体制を強化してまいります。 今後とも、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応できるよう、対内直接投資審査制度の高度化に努めてまいります。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	審査に当たっては、形式的な株主名、法人所在地及び送金元だけで判断せず、最終的な資金提供者、実質的支配者、資金の原資、経由した法人・国・地域、外国政府・外国機関との関係及び投資の真の目的を十分に調査してください。 特に、犯罪収益の移転、資金洗浄、国際的な制裁の回避又はテロ資金供与に関連する疑いのある資金が、日本企業への影響力の獲得や重要技術への接近に利用されないことがないよう、厳格な確認を求めます。資金の出所や実質的支配者を合理的に確認できない場合には、事前届出の免除を認めず、投資の中止を含む措置を講じてください。 また、複数の法人、特別目的会社、信託、投資ファンド、親族、従業員その他の第三者を介して、資金源や実質的支配者を隠す迂回投資についても、個々の名義ではなく、一連の資本関係、契約関係、人的関係及び資金移動を総合して判断できる制度としてください。 投資時に提出されたリスク軽減措置についても、書面上の約束だけで終わらず、重要情報へのアクセス状況、役員や従業員の派遣、技術移転、事業方針への関与等を投資後も継続的に確認する必要があります。資金提供者、実質的支配者又は外国政府等との関係に変更が生じた場合には、速やかな報告を義務付けてください。 虚偽の届出、重要事項の不申告、名義貸し、リスク軽減措置への違反又は不適切な情報取得が確認された場合には、株式の処分、議決権行使の制限その他の実効性ある措置を迅速に講じるとともに、悪質な違反に対して十分な抑止力を持つ厳格な対応を求めます。 さらに、財務省及び事業所管省庁だけでなく、警察、公安・情報関係機関、金融当局その他の関係機関が、実質的支配者、疑わしい資金移動及び安全保障上の懸念に関する情報を速やかに共有できる省庁横断的な体制を整備してください。国外の関係当局との情報連携も重要です。 健全な外国投資は尊重されるべきですが、投資を装って不透明な資金を流入させ、日本企業、重要技術、重要インフラ及び社会的影響力を取得する行為を許してはなりません。本改正を、形式的な届出制度に終わらず、実態を把握して危険な投資を確実に排除できる制度として、厳格かつ継続的に運用することを強く要望します。	
6.	意見： 今回の改正案に対し、日本の技術流出防止および経済安全保障の観点から、以下の2点について実効性のある制度設計を強く求めます。 1. 投資実行後の監視体制の強化（モニタリング制度の構築） 現在の審査制度は「事前の投資計画」を主眼としていますが、真の脅威は「投資実行後」の行為にあります。投資後に経営権を実質的に掌握し、意図的な役員交代や、それらを通じた合併・子会社化による技術情報の移転（いわゆる「のれん分け」的な悪用的手法）を封じる必要があります。 したがって、単発的な審査に留まらず、当局による継続的な会社の経営動向および主要株主の行動監視を行う体制を構築してください。 2. 経営の実態を操作する行為への厳格な規制 外国人投資家が、身内や利害関係者を意図的に取締役として送り込み、経営支配権を行使して、日本の重要技術を外部へ移転させる行為は、国家安全保障上の大きなリスクです。これに対し、以下の措置を検討することを提案します。 ・主要な技術を有する企業への投資に対する、経営体制変更時の事後報告義務の厳格化。 ・役員の選任プロセスや、合併・事業譲渡等の重要議案に関する、外為法上の「国の安全等に係る重大な変更」の基準明確化。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。なお、当局としても投資実行後のモニタリング等については一層力を入れているところです。 今後とも、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応できるよう、対内直接投資審査制度の高度化に努めてまいります。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	・株主の言動や経営支配の実態が、投資開始時の「日本企業の安寧を害しない」という誓約と乖離した場合の、速やかな是正勧告または許可の取消しの権限行使。 日本の高度な技術と知的財産は国家の存立基盤であり、一過性の投資審査ではなく、長期的・継続的な監視体制こそが、真の経済安全保障を担保するものと考えます。以上の懸念を踏まえた詳細な運用基準の策定をお願いいたします。	
7.	意見の総論：海外決済およびSNSを悪用した違法投資・経済犯罪の徹底排除本省令案および告示案に示された投資審査制度の見直しにおいて、従来の法的な企業買収だけでなく、SNSや海外決済システムを隠れ蓑にした新手の違法な外資流入や経済犯罪を完全に阻止するための厳格な規定を盛り込むことを強く要求します。現在、我が国の不動産や空き家、土地利権は、海外の不屈きな勢力のターゲットにされています。宅地建物取引業の免許を持たない無資格の外国人インフルエンサー等が「自分は仲介をしていない」と言い張り、日本の正規の不動産業者と結託して空き家や物件を案内する動画を公開し、法律の網をすり抜ける事案が横行しています。彼らは動画のコメント欄から直接DMへ誘導して密室で商談を行い、動画やSNS上に海外決済リンクを貼り付けて高額な紹介料やコンサルタント料名目の裏金を回収しており、これは外為法が規制すべき悪質なマネーロンダリングそのものです。 各論1：動画サイトにおける具体的脱法事例の捕捉と決済審査の義務化こうした脱法行為の具体例として、動画投稿サイト等において「akiya free houses in japan」等のキーワードで検索すると、無資格の外国人が日本の空き家や不動産物件を海外に向けて大量に宣伝・紹介している実態が容易に確認できます。これらの動画やアカウントの多くは、表向きはボランティアやメディアを装いながら、水面下で個別の連絡に誘導し、国内の金融機関を経由せず海外決済等で巨額の資金移動を行っています。これらは日本国内での納税や投資審査を意図的に回避し、資金の出所や実質的な投資主を不透明にするための極めて悪質な隠蔽工作です。外為法に基づく決済審査において、こうしたSNSからDMへ誘導する手口や海外決済を用いた日本国内資産に関わる取引の事前届出を完全義務化し、不審な資金の流れを水際で100パーセント遮断すべきです。 各論2：脱法インフルエンサーおよび結託した国内正規業者の全資産没収と連座罰日本の法律を侮り、偽装的な紹介ビジネスによって数百万円規模の不当な利益を海外へ還流させている外国人インフルエンサー、および彼らと結託して上前を跳ね上げている国内の悪質な不動産業者や民間団体は、我が国の法秩序を脅かす犯罪インフラです。外為法違反が確認された外国人に対しては、国内にある全ての資産および投資対象物件を即座に全額没収し、永久に入国を禁止するブラックリストに登録すべきです。また、犯罪収益の源泉となっているSNSアカウントや決済口座を連座的かつ自動的に永久凍結させるため、国際的なプラットフォーム企業との強力な執行体制の構築を求めます。 各論3：事後監視の強化と歩容認証等のAI防諜システムの連動ネット空間やDMを悪用して日本の土地や山林の買収に関与した外国人が、国内で犯罪グループのアジトを形成したり、密猟等の経済犯罪に手を染めたりする事例が極めて懸念されます。投資や資金移動の事後監視において、これら不審な外国人の国内潜伏を許さないため、主要空港や重要施設周辺において、日本の最先端技術である歩容認証技術を用いた自動AI監視システムを二十四時間体制で完全稼働させ、動静把握を徹底する強固な防諜・追跡体制を法制上担保することを強く要求します。	対内直接投資審査制度の対象を超える内容も含まれておりますが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。 今後とも、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応できるよう、対内直接投資審査制度の高度化に努めてまいります。 対内直接投資審査制度の対象を超える内容も含まれておりますが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。 今後とも、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応できるよう、対内直接投資審査制度の高度化に努めてまいります。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	結論少子化や財政難の日本において、外国資本や不届きな外国人インフルエンサーによる日本の富の搾取、およびDM誘導と海外決済を悪用した脱法行為には一貫して反対です。本省令案においては、ネット空間の盲点を利用した偽装紹介手口を一切見逃さず、諸外国の厳しい水準を上回る徹底した審査、資産没収、およびアカウント凍結を含む苛烈なペナルティを組み込むことを強く要求します。	
8.	意見の総論：仮想敵国決済アプリの国内全面禁止およびオーストラリア方式外資規制の要求本省令案および告示案に示された投資審査制度の見直しにおいて、従来の法的な企業買収だけでなく、日本の法律の盲点を突いた無資格者による不動産・旅行ガイドの有料販売や、仮想敵国が開発・運営する決済アプリや海外決済システムを悪用した脱法的な経済犯罪・資金還流を完全に阻止するための厳格な規定を盛り込むことを強く要求します。現行の日本法では直接の契約仲介を伴わない物件紹介動画や独自ガイドの有料販売が直ちに違法とはならない盲点があり、これが外国人インフルエンサーによるDM誘導や海外決済を用いた脱法的な外資流入・マネーロンダリングの温床となっています。我が国よりも圧倒的に厳格な外資規制を敷くオーストラリア方式、および敵対的外国資本の決済網排除を即座に導入し、ネット空間の違法経済インフラを水際で徹底的に叩き潰すべきです。 各論1：仮想敵国製決済アプリおよび不審な海外決済システムの国内全面禁止我が国の安全保障を脅かす仮想敵国や反日的な思想を持つ国が開発・運営し、あるいはその影響下にある決済アプリや海外決済サービスについて、日本国内における不動産、土地、観光資源、知的財産等のあらゆる取引での利用を法律上、全面的に禁止にすべきです。これらの決済システムは、日本国内での納税や投資審査、および警察や税務当局による資金追跡を意図的に回避し、資金の出所や実質的な投資主を不透明にするための極めて悪質なスパイ・工作インフラとして機能しています。外為法に基づく対内直接投資および決済審査において、こうした仮想敵国のアプリを用いたすべての国内決済取引を違法化し、不審な資金の流れを水際で100パーセント遮断せよ。 各論2：オーストラリアのAML及びFIRB基準に倣った資金出所の厳格追跡オーストラリアでは不動産取引において、政府の投資審議会による厳格な事前審査に加え、業者に対して顧客の身元確認のみならず資金の出所や富の源泉まで徹底的に追跡して報告する義務を課しています。日本においても本外為法改正を機に、SNSや動画投稿サイト、あるいは独自の旅行ガイド販売等を通じて発生した日本国内資産に関わる全ての決済について、資金の最終受益者や実質的支配者を完全に特定する仕組みを義務付けるべきです。名目がガイドブック代金やコンサルタント料であっても、実質的に国内不動産や観光利益の移転に関わる海外決済取引はすべて事前届出の対象とし、不申告の資金還流を徹底的に処罰すべきです。 各論3：プラットフォームへの連座罰とアカウント凍結およびAI防諜連動オーストラリアの先例に倣い、海外事業主体に対し、日本の宅建法や外為法を潜脱する無資格インフルエンサーや不審な外国人のアカウント・決済口座を、日本の法執行機関の要請に基づき自動的かつ即座に永久凍結・資産凍結させる強力な執行体制を外為法の命令規定として整備すべきです。また、ネット空間やDMを悪用して日本の土地や山林の買収に関与した外国人が国内で犯罪グループのアジトを形成したり、密猟等の経済犯罪に手を染めたりする事例を排除するため、主要空港や重要施設周辺において、日本の最先端技術である歩容認証技術を用いた自動AI監視システムを二十四時間体制で完全稼働させ、動静把握を徹底する強固な防諜体制を法制上担保することを強く要求します。	

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	結論少子化や財政難の日本において、外国の脱法資本による日本の観光資源や不動産の搾取、および仮想敵国アプリを悪用したマネーロンダリング行為には一貫して反対です。本省令案においては、国内法の盲点を利用した経済犯罪を一切見逃さず、敵対国アプリの国内決済全面禁止と世界最高水準であるオーストラリア方式の厳しい規制を取り入れ、徹底した審査、資産没収、および決済口座凍結を含む苛烈なペナルティを組み込むことを強く要求します。	
9.	本改正案は、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障上のリスクに適切に対応することを目的としており、その方向性に賛同します。本意見では、この二つの目的を補完する観点から、第一に、新たに判明した関係情報を過去の案件へ接続する安全保障上の仕組みについて、第二に、制度全体の理解及び投資家の予見可能性を高める統合案内等について提案します。 第一 安全保障上の実効性を高める提案 新たに判明した関係情報を過去の届出・審査記録へ接続する横断的再確認手順の整備について 意見 本改正案は、間接的な投資、外国政府等の支配又は影響下にある主体、共同議決権行使、最終親会社等及び国際情勢の変化によって事後的に顕在化する安全保障上のリスクを対象とするものであり、制度の潜脱防止及び実効性向上の観点から重要な改正であると考えます。一方、外国政府等の関与を意図的に秘匿する主体が、犯罪歴や不自然な資本関係のない法人、ファンド又は個人を利用した場合、その共通支配・資金関係又は協調関係を当初の届出時点で完全に把握することは困難であると考えます。このため、未知の関係を事前に完全に発見することだけを制度の前提とするのではなく、違反、未申告、虚偽若しくは不完全な申告、新たな最終支配者、共通資金源、外国政府等との関係又は協調行動が後から判明した場合に、その新情報を過去の届出、報告及び審査記録へ速やかに接続できる仕組みを整備することを提案します。具体的には、法人番号、外国法人の登録番号、名称、住所、最終親会社等、主要出資者、業務執行組合員又は GP、役員、投資意思決定者、資金提供者、共同議決権行使の相手方その他の識別情報を利用し、同一主体及び関係主体に係る過去の届出・報告を案件横断で検索できるようにすることが有効と考えます。また、共通する支配主体、資金源、人的関係、契約・指示関係又は外国政府等との関係が判明した主体については、内部的なグループ識別番号等を付し、少なくとも次の事項を一つの統合票で確認できるようにすることを提案します。 ・直接及び間接の出資・議決権比率 ・特別関係者及び共同議決権行使に係る比率 ・最終親会社等及び実質的な意思決定主体 ・役員派遣その他の人的関係 ・出資、融資、補助金その他の資金関係 ・契約上の指示権、拒否権その他の影響力 ・外国政府、国有企業等との関係 ・対象技術及び非公開情報へのアクセス状況 ・関係する過去の届出・報告及び審査結果 ・当時確認できた情報と、その後新たに判明した情報 ・関係行政機関への照会結果及び再評価の要否 この統合票は、各要素を単純な危険度の総合点に置き換えて自動的に違反又は不適格と認定するためのものではなく、複数主体に分散した資本、人的関係、資金、契約及び技術アクセスを行政担当者が一表で確認し、必要な案件を人による再審査へ移行させるためのものとするのが適切と考えます。関係行政機関が保有する機密情報については、具体的な情報源や内容を一つのシステムへ集中させる必要はなく、各機関が情報を保持したまま、「該当なし」「要確認」「個別協議が必要」「重大な懸念	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 本年6月に創設された対日外国投資委員会等を通じて、対内直接投資に伴う安全保障上のリスクについては、省庁横断的な視点で検証する体制を強化してまいります。 今後とも、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応できるよう、対内直接投資審査制度の高度化に努めてまいります。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	あり」等の照会結果のみを共有する方法により、情報源の保護と省庁横断的な確認を両立できると考えます。新たな関係が判明した場合の過去記録の確認は、過去の適法な行為を後から処罰する遡及適用を求めるものではありません。新たに得られた情報に基づき、現在の安全保障上の影響範囲、関係する投資、役員、資金関係、共同議決権行使並びに技術・非公開情報へのアクセス状況を把握し、必要な案件について報告徴求又は再評価を行える状態を確保するものです。この仕組みを整備することにより、安全保障上の被害拡大や関連案件の見落としを防止できるだけでなく、問題発覚時に、当時行政が確認できた情報、当時は確認できなかった情報、その後新たに判明した事実及び行政の対応経過を時系列で迅速に整理することが可能になります。その結果、各省庁及び担当部署が問題発覚後に個別に過去資料を探索する負担を軽減し、初動対応の迅速化、省庁間における説明の一貫性並びに国会、国民及び関係事業者に対する行政の説明責任の確保にも資すると考えます。本改正に伴う省庁横断的な執行体制の整備の一環として、新たな関係情報が判明した場合に、関係主体に係る過去の届出、報告及び審査記録を横断的に抽出し、必要な再評価へ接続する手順について、法令、運用指針又は内部手続において整備することを要望します。	
10.	第二 健全な対内直接投資の予見可能性を高める提案 統合判断フローチャート等の整備について 該当箇所 外国為替及び外国貿易法の一部改正に伴う関係政令、命令、告示、届出・報告様式並びに制度の運用全般 意見内容 本改正案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障上のリスクに適切に対応するものであり、その方向性に賛同します。また、従来は審査開始後の質問状等によって確認していた事項を届出時の添付資料として提出させることや、事前届出業種を安全保障上真に必要な範囲に合理化することは、審査の効率化及び投資家の予見可能性向上に資するものと考えます。一方、本制度を利用する投資家及び発行会社は、法律、政令、命令、複数の告示並びに届出・報告様式を横断し、外国投資家等への該当性、間接保有及び特別関係者等の合算、対象業種・技術、届出免除、必要書類並びに実行後の報告義務を確認する必要があります。各法令案、概要及び新旧対照表は公開されていますが、利用者が自らの案件について、どの規定をどの順番で確認し、どの様式及び添付資料を使用すべきかを一つの経路で確認するためには、複数の資料を利用者側で接続する必要があります。このため、安全保障審査の実効性及び政府の最終判断を維持しつつ、健全な対内直接投資の予見可能性を高める観点から、次の資料を優先的に整備することを提案します。 1. 統合判断フローチャート 外国投資家又は外国投資家とみなされる主体への該当性、投資行為の種類、間接保有・特別関係者・共同議決権行使等の合算、指定業種・コア業種・対象技術又は情報への該当性、届出不要又は免除制度、事前届出、必要な添付資料、審査、リスク軽減措置、投資実行後の報告及び再評価までを、一つの判断経路として示す資料を整備することを提案します。各判断項目には、根拠となる条文、関係する告示、使用する様式、必要な添付資料及び判断が困難な場合の相談先を併記することが有効と考えます。 2. 法令・告示・様式接続表 各判断事項について、根拠となる法律、政令、命令、告示、使用する届出・報告様式及び必要な添付資料を一覧化した公式の接続表を整備することを提案します。例えば、外国投資家への	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 対内直接投資審査制度の透明性向上のため、今般の制度見直しの内容も含め、制度運用の方針や解釈の明確化を図るとともに、執行状況等に係る積極的な情報発信を図っていくことが重要であると考えております。 引き続き、投資審査制度に関する年次報告書（アニュアルレポート）の公表等を通じて、情報開示の拡充に引き続き取り組んでまいります。 また、外国投資家の予見可能性確保の観点から、リスク軽減措置の内容として想定される類型や具体例をガイドライン等の形でお示ししてまいります。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	該当性、間接保有、特別関係者、対象業種、対象技術、届出免除、リスク軽減措置及び実行後の報告ごとに、確認すべき規定と使用様式を一表で確認できるものとし、関係法令の改正時には各法令案と同時に更新することが望ましいと考えます。 3. 改正後の統合全文 新旧対照表とは別に、改正内容を既存の条文へ反映した、いわゆる溶け込み版の改正後全文を公開することを提案します。少なくとも、改正後の対内直接投資等に関する政令、命令、関係告示、様式一覧並びに施行日及び経過措置を、一つのページから確認できるようにすることが有効と考えます。 施行後に法令検索システムへ反映するだけでなく、パブリックコメントの段階においても参考資料として公開することにより、意見提出者は改正部分だけでなく、改正後に実際に適用される制度全体を確認できます。 以上の三資料は、新たな審査基準を設けるものではなく、既に公開されている法令、告示及び様式を、行政職員と利用者が共通して参照できる形に整理するものです。 そのため、届出要否や必要書類に関する反復的な問い合わせ、不要な予防的届出、記載不備による差戻し、担当部署間の確認及び説明の不一致を減少させる効果も期待できます。 また、制度運用に関する疑義が生じた場合にも、当時適用されていた法令、告示、使用様式及び一般的な手続を速やかに確認できるため、行政が判断経過及び対応内容について説明責任を果たすための共通基盤にもなると考えます。 担当職員個人の知識及び経験への依存を減らし、人事異動又は組織変更があった場合にも運用の一貫性を維持しやすくなる点で、行政実務上も有用と考えます。 あわせて、次の二事項を段階的に整備することを提案します。 4. リスク軽減措置の標準類型 安全保障上の懸念が認められた場合に、直ちに投資の中止のみを検討するのではなく、懸念の内容に応じた条件付きの投資実行を検討しやすくするため、リスク軽減措置の一般的な類型を示すことを提案します。一般的類型としては、例えば次のものが考えられます。 ・技術又は非公開情報へアクセスできる者、範囲及び期間の限定 ・技術の国外移転に関する管理又は事前確認 ・特定部門への経営関与又は議決権行使の制限 ・データの分離管理又は国内管理 ・契約上の拒否権、指示権その他の支配権限の制限 ・定期報告、アクセス記録又は第三者監査 各類型について、対応する一般的な懸念、必要となる確認資料、変更報告の要否及び見直しを検討する契機を示すことが有効と考えます。これは、当該措置を講じれば必ず投資が認められることを保証するものではなく、投資家が契約締結前に、実施可能な措置、必要な体制及び費用を検討するための参考資料と位置付けることが適切です。個別案件の具体的な審査基準、情報源、国別評価、検知方法又は判定閾値を公開する必要はなく、安全保障上必要な裁量及び機密性と両立できると考えます。標準的な類型を用意することは、行政にとっても、案件ごとにリスク軽減措置の調整を一から開始する負担を減らし、投資家との協議を効率化する効果が期待できます。 5. 審査期間等の年次指標 制度改正後に、届出事項の前倒し提出、対象業種の合理化及び過去提出情報の再利用が、実際に審査の効率化につながっているかを確認するため、個別案件が特定されない範囲で、次のような事項を年次集計することを提案します。	

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	・事前届出件数 ・審査期間の中央値 ・審査期間の分布又は長期化した案件の割合 ・審査期間を延長した件数及び割合 ・追加質問の回数 ・形式的不備又は不足資料に関する追加連絡の件数 ・リスク軽減措置が付された案件数 ・リスク軽減措置の調整後に実行可能となった案件数 ・取下げ件数 ・過去に提出した情報を再利用した件数 少数案件の公表によって個別案件又は安全保障上の事情が推測される場合には、項目を統合し、複数年度を合算し、又は非公表とすることが適切です。この年次集計は、行政機関又は個々の担当職員の成績評価を目的とするものではなく、制度上どの手続に負担が集中しているかを把握するためのものとするのが望ましいと考えます。集計結果を利用することにより、審査が長期化する主な原因が、記載不備、追加資料、省庁間照会、人員不足又は様式上の問題のいずれにあるかを把握し、様式改善、制度周知、人員配置及び省庁間調整を行うための基礎資料とすることができます。これは、審査の遅延を現場の担当職員個人の問題として扱うのではなく、制度上の負担及び必要な行政資源を客観的に説明するためにも有用と考えます。 以上の整備は、安全保障上の審査を緩和し、審査基準又は政府の最終判断を制約するものではありません。健全な投資家が届出要否と必要な準備を早期に判断できるようにし、行政への問い合わせ、記載不備、重複作業及び手戻りを減らすことにより、低リスク案件を効率的に処理し、行政が審査資源を安全保障上の確認が必要な案件へ集中できるようにするものです。したがって、統合判断フローチャート、法令・告示・様式接続表及び改正後の統合全文を優先的に整備し、その後、リスク軽減措置の一般的類型及び審査期間等の年次指標を段階的に整備することを要望します。現在公開されている資料は、個々の法令案、告示案、新旧対照表及び様式としては詳細である一方、各文書が制度全体のどの位置を占め、相互にどのような関係で接続されるのかを示す全体設計図又は案内図がありません。 複数の資料を横断し、法令階層、委任関係、条文参照及び様式との対応を個別に追跡することにより、制度全体を再構成することは可能です。しかし、その作業には相当の時間と法令実務上の知識を要し、一般の意見提出者が通常期待される負担の範囲内で、既に対応されている事項と、なお検討を要する事項を正確に区別した上で具体的な意見を形成することは容易ではないと考えます。また、各意見提出者が独自に文書間の接続関係を推定する場合、同じ公開資料を参照していても、制度全体の理解に差異が生じる可能性があります。制度を所管する行政機関が、文書間の階層、委任関係、判断順序及び使用様式を公式に示すことにより、意見提出者が共通の制度理解に基づいて検討及び意見提出を行える状態を整備することが重要と考えます。 統合判断フローチャート、法令・告示・様式接続表及び改正後の統合全文は、制度を単純化し、又は法令の正確性を損なうものではなく、既に公開されている情報の接続関係を公式に案内するための基礎資料となるものです。第一の提案は、当初把握できなかった関係が後から判明した場合に、安全保障上の影響範囲を迅速に確認し、必要な再評価及び行政の説明責任へ接続するものです。第二の提案は、既に公開されている法令、告示及び様式の関係を利用者と行政職員が共通して確認できるようにし、健全な投資の手続負担及び行政実務上の手戻りを減少させるものです。いずれも、安全保障上の審査基準、機密情報又は政府の最終判断を制約するものではなく、本改正案が掲げ	

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	る安全保障上の実効性と健全な対内直接投資の促進を、運用面から補完するものと考えます。	
11.	【意見の理由】 本政令案において、外国投資家による国内重要技術の買収規制や先端 AI 基盤の安全保障強化が示されていますが、他国からの技術的侵略やサイバー脅威を本質的に防ぐためには、単なる「規制（外為法の強化）」だけでは全く不十分であり、国内の製造業・サプライチェーンの足腰を維持する「能動的な防衛投資の必要性」が決定的に欠落しています。現在、我が国の中小企業や町工場は、深刻な人手不足とコスト高に直面しており、自前での最先端 AI・自動化投資が財務的に不可能です。結果として、安価な海外製バックドア付きシステムに依存せざるを得ない現状があり、これこそが外為法が防ぐべき最大の安全保障上の死角です。財務省が主張する「一般会計の財源不足」「為替市場への影響」「特別会計の目的外使用」という前例踏襲の言い訳を先回りして完全に封殺し、特定国への依存を排除した強靱な国産製造インフラを確立するためには、外国為替資金特別会計（外為特会）の確定剰余金を時限還流させ、中小企業へ国産セキュア AI を自己負担ゼロ（10 割補助）で配備する、外為法の目的に合致した『特例投資枠』の創設が必要不可欠です。 【意見の内容（具体的な提案）】 技術流出・インフラ乗っ取りを阻止する外為法改正の実効性を担保するため、規制強化とセットで行うべき以下の「必要不可欠な財政・投資基準」の明記を求めます。1. 安全保障上の脆弱性を排除する「国産セキュア AI・ロボット導入 10 割補助」の必要性安価な海外製システムの流入による情報漏洩・バックドアリスクを物理的に排除するため、国内中小企業が「国産の最先端 AI 制御システムおよび産業用ロボット」を実質的な自己負担なし（補助率 10 割）で現場に導入できる特別防衛投資枠を設けること。これは私企業への経済援助ではなく、外為法が守ろうとしている日本のサプライチェーンを他国から守る「防衛インフラの調達」であり、官僚の言う「公平性」の言い訳は一切通用しない。2. 財政規律を維持した「外為特会・確定剰余金」還流スキームの必要性上記投資の原資として、赤字国債の乱発や増税による財政信認の低下を完全に回避するため、日米金利差等によって外為特会内部に自律的に蓄積されている「確定剰余金（利子・運用収入）」を活用すること。有事の為替介入に必要な最低原資（フロア）を数理的に算定して特会内に厳格に残した上で、時限的に一般会計（経済安保支援枠）へ還流させる特例措置を設けること。既存の法規を言い訳にする官僚の抵抗を排するため、大蔵省出身の片山さつき財務大臣主導のもと「外為特会法の特例措置法（時限法）」を制定し、日本版 DOGE（政府効率化局）による不要な独立行政法人・基金の『設置法解体』と連動した徹底的な埋蔵金回収を断行せよ。3. 外為法第 1 条（目的）の法的解釈に基づく大義名分の固定化国内サプライチェーンの崩壊とサイバー乗っ取りは、中長期的に日本の輸出競争力を壊滅させ、構造的な「国際収支の悪化」および「円の信認低下（通貨の不安定化）」を招く主因となる。したがって、外為特会資金を国内の中小製造業およびセキュア AI インフラへ投入することは、外為法第 1 条が掲げる目的（対外取引の正常な発展、通貨の安定）を達成するための「事前防衛的な法的義務」であり、目的外流用との指摘は法理的に誤りである。4. 官僚の「民間介入・市場歪曲」という言い訳の排除補助対象となる「国産セキュア AI およびロボット」の選定においては、特定ベンダーへの利益誘導を排除するため、防衛省や経済産業省が定めるセキュリティ基準をクリアした複数ベンダーによる「オープンな調達仕様」とする。これは特定企業の優遇ではなく、国家がサイバー脆弱性を排除した「安全な標準（デファクトスタンダード）のインフラ」を国内市場に構築する措置であり、民間の経済活動を不当に制限するものではない。5. 「外貨売却による為替市場への影響」の数理的無力化特会が保有する外貨建て資産（米国債等）の還流にあたっては、外国為替市場で「ドル売り・円買い」のオペレーションを行う	対内直接投資審査制度の対象を超える内容も含まれておりますが、一般論として申し上げれば、経済安全保障上の一定の課題については、政府が支援と規制の両面で一層の関与を行っていく必要があります。経済安保推進法による支援措置と、外為法（外国為替及び外国貿易法）による規制との連携等を通じて、経済安全保障の強化に努めております。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	必要は一切ない。保有するドル建資産をそのまま「外貨建て政府保証」または「外貨建て出資」の形で、海外からの重要部材・原材料調達を行う国内産業（半導体・AI 基盤等）へ市場を介さず直接割り当てる（オフマーケット・アロケーション）。これにより、為替相場へ円高圧力を1ミリも与えることなく、特会資産の国内経済への実効的な還流が可能となる。	
12.	一連の案において制度の実効性確保のため以下の点を明確化・追加をご検討願います。 安全保障非該当基準にかかる意見 ・役員就任禁止規定において、顧問・アドバイザー等の非役員ポジションが規制対象外であり、実質的な経営関与の余地が残るため、非役員であっても経営に重要な影響を与える者を対象に含めること。 ・株主総会議案提出禁止について、他株主・関連会社・投資一任契約を通じた代理提出が規制されておらず抜け穴となり得るため、実質的提出行為も禁止対象に含めること。 ・取締役会への出席禁止において、事前資料要求・役員への指示・オンライン参加等の間接的影響力行使を規制し、意思決定に影響を与える行為を広く禁止すること。 ・非公開情報として、技術情報・研究開発情報・サイバー情報等を非公開情報として明確化すると同時に、新たな分野追加の見直し検討を毎年定例で行うこと。 ・従業員勧誘禁止について、SNS・研究会・外部委託・共同研究等を通じた接触を規制すること。就労・勧誘と同等の行為を広く対象化すること また国家安全保障の観点から各案に関し以下につきましてもご検討をお願いします。 1. 対内直接投資等に関する政令案 外国投資家の定義において、国家を背景にもつ法人または個人の投資家が、当該国家の政策目的（軍民融合政策等）に従属する場合、または当該国家から重大な経済的・政治的影響を受ける場合は、形式的な国籍にかかわらず追加審査対象とすること。 また、日本国籍保有者であっても、最終受益者（UBO）が安全保障上の懸念国の影響下にある場合は、外国投資家と同等に扱う旨を政令に明記すること。 2. 安全保障非該当基準告示案 非該当基準において、役員就任禁止・議案提出禁止・非公開情報取得禁止の規定があるものの、国家を背景にもつ法人・個人が非役員ポジションや代理提出、間接的影響力行使を通じて関与する余地が残っている。 「国家の政策目的に従属する主体」「安全保障上の懸念国の影響下にある最終受益者」を広く対象に含めること。 3. 特定技術告示案 特定技術の取得を目的とする主体の排除において、国家の政策目的（軍民融合等）に従属する法人・個人を審査対象に含める必要があります。 形式的な国籍ではなく、資金源・指揮命令系統・最終受益者の国家的背景を審査対象に含めること。 4. 特定取得基準案 複雑な持株構造や委任契約を通じた影響力行使が抜け穴となるため、最終受益者（UBO）が安全保障上の懸念国の影響下にある場合は、外国投資家と同等に扱う旨を明記すること。 日本国籍保有者であっても、UBO が懸念国の影響下にある場合は追加審査対象とすること。 5. その他の関連告示・省令 外国投資家の定義・非該当基準・特定技術・特定取得の各制度	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 一般論として申し上げます、現行制度においても、外国政府等をはじめとする類型的に特にリスクの高い非居住者等については、事前届出の免除制度の利用対象外とする等、リスクに応じたメリハリのある制度設計としています。また、今般の制度見直しに当たっては、外国政府等をはじめとする類型的に特にリスクの高い外国投資家について、規制の潜脱を防止するため、「みなし外国投資家」の見直しを行う等の対応策を講じているところです。 今後とも、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応できるよう、対内直接投資審査制度の高度化に努めてまいります。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	において、国家を背景にもつ法人・個人の投資家および懸念国の影響下にある最終受益者を審査対象に含めること。形式的な国籍ではなく、実質的支配・資金源・政策従属性を基準とすることで、制度の実効性の大幅な向上を期待する。	
13.	・ 該当箇所 文字の脱落 対内直接投資等に関する命令2条2項(改正案)における、『自己保有等業務執行決定権限』組合等』という個所については、文言が脱落による誤記であると考えられます。 対内直接投資等に関する政令2条1項3号(改正案)の「被支配会社等の子会社」の必要性について 対内直接投資等に関する政令2条1項(改正案)において、外国法人等の「被支配会社等の子会社」という概念が規定されています(対内直接投資等に関する政令2条1項3号(改正案))。 他方、対内直接投資等に関する政令3条2項1号イ(改正案)において、現行の「子会社」が削除され、「被支配会社等」に変更されていますが、「被支配会社等の子会社」とは規定されていません。 この点について、以下の事項をご教示ください。 「被支配会社等」のほかに、「被支配会社等の子会社」という概念を設ける必要があるのか。 必要である場合は、「被支配会社等」には該当しないが「被支配会社等の子会社」には該当するものとして、どのようなものを想定しているのか。 対内直接投資等に関する政令3条2項1号イ(改正案)において、「被支配会社等の子会社」という概念を用いていない理由は何か。 対内直接投資等に関する命令2条(改正案)の「被支配会社等」について 会社法上の子会社という概念ではなく、「被支配会社等」(対内直接投資等に関する命令2条1項、2項(改正案))という概念を規定した趣旨をご教示ください。 また、「被支配会社等」と会社法上の「子会社」との相違点についても、併せてご教示ください。政令第2条第1項では、「子会社」を「会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く」と定義しています。そのため、政令上の「子会社」は外国法人等を含まないのに対し、「被支配会社等」は外国法人等を含む点が相違すると理解しております。このような整理を踏まえると、「被支配会社等」という概念を設けた趣旨は、外国法人等をその対象に含める点にあるとの理解でよいでしょうか。それとも、これ以外にも両概念を区別した趣旨・理由があれば、ご教示いただけますと幸いです。	<誤記のご指摘について> ご指摘ありがとうございます。修正いたしました。 <「被支配会社等」という定義語を設けた理由について> 会社法上の「子会社」は、「<u>会社</u>」がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」(会社法第2条第3号)と定義されるところ、支配「する」側について、「会社」に限らず、個人及び外国法準拠のものを含む法人その他の団体が含まれる概念として、「被支配会社等」という定義語を設けることとしています。例えば、ご指摘いただいている新令3条2項1号イにおいては、今回の改正により、適用対象の行為に、「会社」以外の法人もその対象に含まれる、金銭の貸付け(法第26条第2項第7号)を追加しており、「子会社」との規定では不十分であるため、「被支配会社等」と改正しています。 <新令第2条第1項の規定ぶりの理由> 現行規定において「他の会社を通じて間接的に保有されるもの」として合算対象とされていないもののうち、特定の非居住者個人又は外国の法人等の支配を受けるものを合算対象に加えることが改正の趣旨となります。 その上で、「被支配会社等」は定義上「会社」に限られないところ、委任元である法第26条第1項第3号は、「他の<u>会社</u>を通じて間接に保有されるものとして政令で定めるその議決権の数」と規定しており、「会社」を通じた資本関係である必要があると考えられることから、同項第2号において「被支配会社等である会社」を規定したうえで、同項第3号において、(現行においても合算対象に含まれる「他の会社」の子会社と合わせて、)その子会社を規定しています。
14.	1. 該当箇所 「対内直接投資等に関する命令」改正案のうち、外国投資家が事前届出を経て就任させた取締役又は監査役の重任に係る同意について事前届出を不要とする規定についてです。 2. 意見内容 当該重任に係る事前届出不要化の例外事由(引き続き事前届出を必要とする事情変更)に、当該役員の他の会社における兼任状況の変更が含まれていますが、届出者と最終親会社を同じくするグループ会社間での兼任状況の変更については、この例外	いただいたご意見を踏まえ、役員としての経歴に変更があった場合に改めて事前届出が必要となる「他の法人その他の団体」から、届出者と同一企業グループに属する法人等を除くことといたしました。ただし、届出者と同一企業グループであっても、典型的に特にリスクが高い外国投資家に当たる法人等(具体的には事前届出免除制度を利用できない法人等)の役員に新たに就任した場合には、再度事前審査を行う必要があると考えられるため、このような場合は例外とすることといたしました。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	事由から除外していただきたい。 3. 理 由 ・同一グループ内での役員の兼任は、既存の支配・被支配関係の範囲内の人事配置にすぎず、国の安全等に対する新たな実質的リスクを生じさせるものではないと考えられます。 ・このような内部的な人事配置の度に引き続き事前届出を必要とすることは、重任緩和措置の趣旨（リスクの増大がない場合の届出負担の軽減）と整合せず、実効性を損なうおそれがあります。	
15.	今回の改正命令案の3条4項18号及び19号の関連部分で「特定上場会社等及びその子会社を除く」という文言が追加されたことにより、「特別上場会社等」及び「特別非上場会社」の範囲が拡大され、特定上場会社等に該当する国内の上場会社においてその孫会社以下の会社について一定の対内直接投資等に係る届出等の免除が受けられるように改正がなされるものと理解した。こうした改正は、本邦上場会社が国内会社を対象として行う組織再編やグループガバナンスの円滑な遂行に資するものとして高く評価したい。 一方で、ここでの「子会社」は、改正命令案の2条4項2号では「(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。)(外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次条第四項第二号及び第六項並びに第四条第三項を除き、以下同じ。)」という定義になっており、外国法人・外国団体が(除外対象から)除外されていると理解している。また、改正命令案の3条4項19号による「特別非上場会社」は、法26条1項3号の居住者外国投資家に該当することを前提として、その「株式を～直接に所有するものが」「いずれも」「外国法人等又は令2条第1号各号に掲げるもの(特定上場会社等及びその子会社を除く)」「でないもの」と定義されていると理解している。 要望その1： この点、国内の上場会社においてはそのグループ構成として、例えば、外国の事業統括子会社の傘下に国内の孫会社が存在することも一般的である。ここで「特定上場会社等→ア海外子会社→イ国内孫会社→ウ国内曾孫会社」という資本構成を想定した場合、ア海外子会社は法26条1項3号の居住者外国投資家ではないため「特別非上場会社」に当たらない。次にイ国内孫会社については「株式を～直接に所有するものが」「外国法人等～」であるため「特別非上場会社」に当たらない。一方、ウ国内曾孫会社は「株式を～直接に所有するものが」「特定上場会社等～の子会社(＝イ国内孫会社)」であることから、「特別非上場会社」に当たることとなる。 上記の理解が正しいかをご確認いただくとともに、仮にそのような理解で正しいければ、アについては外国法人・団体であっても特定上場会社等が経営を支配するのであれば、一定の対内直接投資等に係る届出等の免除を受けられる許容性は国内法人・団体との間に差異はないはずであり、また、イについても特定上場会社等が究極的な支配を有することから、同様の考え方が当てはまる。そのため、特定上場会社等の傘下の子会社・孫会社については外国法人か国内法人かを問わず、一定の対内直接投資等に係る届出等の免除が認められるよう規定を見直すことをご検討いただきたい。 要望その2： また、改正命令案の3条4項19号による「特別非上場会社」の定義として「いずれも」が含まれている結果、国内法人の株主に外国法人が含まれている場合、その出資がマイノリティ出資(1株)であっても、当該国内法人は「特別非上場会社」に含まれないことになるかと理解している。例えば、「特定上場会社等→ア海外子会社・国内子会社の共同保有→イ国内孫会社」	<要望その1について> 原案について、ご記載いただいたア～ウについての適用関係はご理解の通りです。他方、本規定に係る改正の趣旨は、現行制度上の特定上場会社等・特別上場会社等・特別非上場会社と同様に、外国投資家の定義に該当するものであっても、特定の非居住者個人や外国の法人等(新令第2条第1項第1号において、あわせて「外国法人等」と定義されます。)の影響を強く受けているとはいえないものについて、事前届出等の手続を不要とするものです。 この点、特定上場会社等の傘下の会社であっても、外国法令に準拠し設立された法人等や、当該法人等に支配される国内の法人等については、特定上場会社等と同様に扱うことは適切ではないと考えられることから、ア及びイについては、「特別非上場会社」に含めることは適切でないと考えられます。また、ご意見を踏まえ検討したところ、ウについても「特別非上場会社」に含めることは適切でないと考えられることから、「特定上場会社等及びその子会社」から「外国法人等の被支配会社等」を除くことといたしました。 これにより、ご意見中のア～ウはいずれも特別非上場会社の定義には該当しないこととなりますが、新令第3条第3項第3号により、いずれも、同一の特定上場会社等の傘下のグループ内の会社の株式の取得や役員選任の同意等の行為については、手続が不要となります。 <要望その2について> 非上場会社については、少数の株式・持分のみを所有しているものであっても、当該非上場会社の経営に影響を及ぼすことが考えられることから、外国法人等や、これに支配されるものが株主又は社員であるものについては、特定上場会社等と同様に扱うことは適切ではないと考えられます。そのため、特別非上場会社については、株主又は社員のいずれもが、外国法人等又は特定の外国法人等に支配される日本の法人等に該当しないことを要件としています。 なお、新令第3条第3項第3号により、特定上場会社等の傘下の会社においては、特別非上場会社に該当しない場合であっても、同一の特定上場会社等の傘下のグループ内の会社の株式の取得や役員選任の同意等の行為については、手続が不要となります。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	という資本構成を想定した場合、アの海外子会社と国内子会社の所有比率にかかわらず、海外法人が1株でもイの株式を保有している場合には、イは「特別非上場会社」に当たらないことになる。 上記の理解が正しいかをご確認いただくとともに、要望その1に記載した見直し案が採用されるのであれば別論、もし要望その1の見直し案を採用した場合には届出免除が認められる範囲が広範となることに懸念が生じるというのであれば、少なくとも、特定上場会社等又はその傘下の国内法人が過半数の株式を直接所有する国内法人については、対内直接投資等に係る届出等の免除が認められるよう規定を見直すことをご検討いただきたい。	
16.	国の安全等に係る措置 対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令案（別紙様式）の「9国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」という記載欄について、対内直接投資等が、「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。」又は「我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。」のいずれかの事態を生ずるおそれをなくすための措置を記載するものと理解するが、具体的にどのような内容を記載することが求められるのか。上記いずれかの事態を生ずるおそれを「軽減する」措置では不十分なのか。法27条1項4号の内容が抽象的であるため、運用次第で多くの記載を要求されることも想定されるが、当該措置として適切であるかを判断するための基準はどのようなものか。 別表第1の改正について 十七 クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、以下のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一—受託開発ソフトウェア業、細分類三九一—組込みソフトウェア業、細分類三九一—パッケージソフトウェア業又は細分類三九二—情報処理サービス業 イ サーバー、ストレージその他のハードウェアをソフトウェアにより分割し、又は統合して仮想的な実行環境を提供するもの ロ 暗号鍵の生成又は管理に係るもの ハ 主体の認証、アクセス権限の管理又は情報の利用の制御に係るもの 「対内直接投資等に関する命令に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」の別表第一の17号の「クラウドサービス」について、生成AIの提供事業者と連携したAIサービスを提供する事業は、イからハのいずれかに内容構成するサービスとなることも多いが、イからハのいずれかに該当すれば、当該「クラウドサービス」に該当するのか（イからハのうち、どこに該当することが典型か。）。 「対内直接投資等に関する命令に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」の別表第一の17号の「クラウドサービス」について、ある程度幅のある記載になる事情は理解するが、現行の運用でも、対内直接投資を行うための事前届出において、一部の省の安全保障貿易管理の担当課が「審査」を行うために、届出者に対して、個別の指定業種に該当する根拠について詳細な説明を要求し、説明が不十分な場合には取下げを要求するという運用が常態化している中であって、個別の事業の該当性の判断が難しいと、事前届出の手続がさらに煩雑化することが予見される。「クラウドサービス」の該当性の判断基準を明確化するか、一部の担当課の過剰な説明要求を行う運用を見直すことは予定しているか。	<国の安全等に係る措置について> 「国の安全等に係る措置」欄に記載が必要となる内容については、個別事案の性質に応じて異なることから、一概にお答えすることは困難ですが、外国投資家の予見可能性確保の観点から、記載することが想定される措置の類型や具体例について、ガイドライン等の形で公表することを予定しています。 <指定業種告示①別表第1の改正について> クラウドサービスに用いるイからハのいずれかに該当する技術を単に利用する場合は第17号の「技術を保有する」には該当せず、これらの技術を開発するなど、現にこれらの技術を保有し、又は保有することを目的とする場合が対象となります。 したがって、生成AIの提供事業者と連携したAIサービスを提供する事業を営むことをもって、ただちに同号に該当するものではありません。 第17号はクラウドサービスを提供する事業者ではなく、クラウドサービスに用いるイからハのいずれかに該当する技術を保有する事業者を対象としております。これらの技術を現に保有し、又は保有することを目的とするか否かを基準に該当性のご判断をお願いいたします。 第25号への該当性は、ソフトウェア又は情報処理サービスの利用者が「営業秘密として管理される非公開の技術情報」を現にソフトウェア又は情報処理サービスにおいて扱うのではなく、ソフトウェア又は情報処理サービスを提供する事業者が、かかる技術情報を扱うことを想定してソフトウェア又は情報処理サービスを設計・開発したのかを基準にご判断ください。 ご指摘の（1）の事例の場合、ソフトウェア又は情報処理サービスが通常の方法で利用されたとすれば技術情報が扱われないと想定されるものであれば非該当となります。他方で、ご指摘の（2）の事例のように、営業秘密の管理を行うことができる機能も含めてサービスを開発したのであれば、利用実態にかかわらず、同号に該当するものとお考えください。 その上で、第25号は、営業秘密のうち技術情報に範囲を限定することで審査対象のソフトウェア又は情報処理サービスを絞っています。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	二十五 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 「対内直接投資等に関する命令に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」の別表第一の 25 号について、「営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する」という要件があるが、秘匿性の高い情報をどのように扱うかは、サービス提供事業者というよりも、サービス利用事業者側が判断する事項と考える。（１）サービス提供事業者側が、セキュリティの水準の高い情報管理サービスを開発し、結果的に、多くのサービス利用事業者が当該サービスを営業秘密の管理のために利用することになった場合や、（２）サービス提供事業者は営業秘密の管理を行うことができる機能も含めてサービスを開発したが、サービス利用事業者側が社内の営業秘密の管理のために当該サービスを利用する実態を伴わなかった場合において、25 号への該当性はどのように判断されるか。 一般的なアプリ開発事業や SaaS として Web サービスを提供する事業では、当該事業を利用する側の会社において、会社内部の営業秘密にアクセスできないようにする措置を、当該アプリや SaaS の機能として提供することが多いと考えられる。そのようなごく一般的なアプリ開発事業や小規模なユーザーに利用されるのみのアプリ開発事業であっても、営業秘密を管理できる機能があるだけで、本 25 号に該当してしまうことになり該当範囲が広範になりすぎると考えられる。そこで、実際に営業秘密が管理される可能性が極めて低い場合には、本 25 号に該当しないという等の例外を設けるべきではないか。	
17.	<意見の対象箇所> 対内直接投資及び特定取得等の規制範囲、ならびに安全保障上のリスク軽減措置に関する実務基準全般 <意見の概要> 日本の安全保障、重要インフラ、および自然環境の防衛の観点から、外国法人・外国人による土地および主要資産の取得規制をさらに厳格化し、事後管理ではなく「原則禁止・賃貸契約への移行」を含む抜本的な防衛策を導入することを求めます。 <具体的な意見および理由> 1. 外国投資家・外国法人による土地・インフラ取得の原則禁止および「賃貸制」への移行 <意見> 外国企業や海外の個人による日本の土地（特に山林、水源地、重要インフラ周辺、国境離島等）の「所有権」の取得を禁止し、利用は「賃貸（リース方式）」に限定すべきです。 「理由」 現行の法制度では、実質の所有者が不透明なまま土地が買収され、一度所有権が渡るとその後の追跡や管理が極めて困難になります。国家の主権と安全を担保するため、諸外国の事例も参考に、所有権の売買ではなく利用権（賃貸）に留める厳格な制度への移行を強く要望します。 2. 安全保障リスクを伴う事業（技術流出・環境破壊・インフラ実質乗っ取り）への事前審査強化 <意見>	対内直接投資審査制度の対象を超える内容も含まれておりますが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。なお、「外国資本が間接的に経営権を握る行為への事前審査」に関するご指摘に関連して、今般の制度見直しにおいては、本邦企業の株式等を保有する外国の法人等の議決権の取得等を新たに対内直接投資等として規制の対象に追加しています。 今後とも、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応できるよう、対内直接投資審査制度の高度化に努めてまいります。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	日本の先端技術を持つ企業や、ソーラーパネル開発に伴う山林開拓等の環境破壊リスクがある事業について、外国資本が間接的に経営権を握る行為への事前審査を徹底してください。 「理由」 実質的なペーパーカンパニーや迂回ルートを通じて、日本のインフラや自然環境、技術資産が実質的に乗っ取られ、不当に国益が流出する事例が懸念されています。 ソーラーパネル利権等による環境破壊や国民負担の増加を防ぐためにも、開発許可の厳格化と連動した外為法上の網掛けが必要です。 3. 不明瞭な宗教法人・関連施設等の新設における資金源の監視と土地取得の厳格化 <意見>：安全保障上の懸念がある外国資本や海外団体が、日本国内で実態の不透明な宗教関連施設等を乱立させる行為に対し、土地取得プロセスの厳格な追跡と資金源の透明化を義務付けてください。 「理由」 地域住民との合意がないまま、あるいは不透明な経緯で土地が取得され、実質的な拠点化が進むケースは、実質的な地域侵略や治安悪化の懸念を招きます。これらは日本の安全保障に直結する深刻な問題であり、早急な実態調査と厳格な管理体制の構築が必要です。 4. 外国投資家に対する違約時の即時没収・強制退去などペナルティの厳格化 <意見>：賃貸契約を含め、認められた投資・利用において外国側が義務違反（支払いの遅延、リスク軽減措置の不履行、不当な日本人差別行為等）を犯した場合、猶予なく「即時没収」や「利用権の剥奪」を行う強制力のある規定を盛り込んでください。 「理由」 実効性のない生ぬるい規制では、ルールを悪用して搾取を続ける外国勢力を排除できません。日本国民にツケを回さないためにも、違反に対しては即座に対処できる極めて厳格な罰則と執行力を持たせるべきです。	
18.	意見の件名 対内直接投資審査制度の実効性及び予見可能性を高める運用基盤の整備について 該当箇所 外国為替及び外国貿易法の一部改正に伴う関係政令、命令、告示及び届出・報告様式のうち、間接的な投資、外国政府等の支配・影響下にある国内投資、非指定業種への事後対応、関係行政機関への意見照会並びにこれらの施行に必要な案内及び運用接続 意見内容 本改正案は、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化に対応するため、リスク軽減措置の明確化、間接的な投資の捕捉、外国政府等の支配又は影響下で行われる国内投資への対応、非指定業種への投資に係る後発的リスクへの対応及び関係行政機関への意見照会を整備するものであり、その方向性に賛同します。 その上で、今回新設又は拡張される制度を実際の案件処理へ切れ目なく接続し、安全保障上の実効性と健全な投資の予見可能性を確保するため、次の二点を提案します。 第一 後から判明した関係情報を過去案件へ接続する機能	貴重なご意見として参考させていただきます。 <関係情報の接続について> 当局としては、投資実行後のモニタリングの一層の強化を図っていくことが重要であると考えています。また、2028年度を目途に導入が予定される事前届出書や事後報告書等の提出に係る新システムを通じた情報の蓄積も重要であると考えています。 <制度全体の案内図について> 対内直接投資審査制度の透明性向上のため、今般の制度見直しの内容も含め、制度運用の方針や解釈の明確化を図るとともに、執行状況等に係る積極的な情報発信を図っていくことが重要であると考えております。 引き続き、投資審査制度に関する年次報告書（アニュアルレポート）の公表等を通じて、情報開示の拡充に引き続き取り組んでまいります。 また、外国投資家の予見可能性確保の観点から、リスク軽減措置の内容として想定される類型や具体例をガイドライン等の形で示してまいります。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	本改正案では、最終親会社、主要な出資者、業務執行組合員、外国政府等との関係、間接保有、特別関係者及び共同議決権行使等に関する情報を取得し、関係が認定された主体について保有割合等を合算する仕組みが整備されています。 一方、投資時点では把握できなかった実質的支配者、共通の資金源、外国政府等との関係又は協調関係が、別の届出、関係行政機関からの情報、法令違反その他の事由によって後から判明する場合があります。 このような新情報が、過去の判断前提を変更し得る重要性を有する場合には、当該情報を新たな個別案件の中だけで処理するのではなく、既存の届出、報告及び審査記録へ接続できるよう、少なくとも次の機能を確保することを提案します。 1. 新情報を起点として、同一又は関係する人物、法人、ファンド、最終親会社、資金提供者その他の主体が関与した過去案件を抽出すること。 2. 新情報が、過去の届出要否、免除、審査判断、リスク軽減措置又は関係行政機関の意見に影響するかを確認すること。 3. 再確認が必要又は不要と判断した理由及び処理結果を記録すること。 4. 必要な場合には、過去案件を担当した事業所管省庁その他の関係行政機関へ再度照会すること。 これは、過去の投資を一律に再審査すること、すべての案件を恒常的に監視すること又は新情報が得られるたびに自動的な行政処分を行うことを求めるものではありません。 過去判断の前提を変更し得る重要な新情報が得られた場合に限定し、既に行政が保有する記録を利用して、関連案件の有無及び再確認の要否を判断する条件発動型の処理です。また、外国投資家又は発行会社へ新たな恒常的報告義務を課すことも求めません。 既存の審査、報告徴求、関係行政機関への照会又は情報管理手続によって同等の機能が既に確保されている場合には、新制度を設ける必要はありません。 ただし、同等機能が確保されていることの確認としては、単に「個別案件ごとに適切に対応する」とするのではなく、個別案件及び機密情報を明らかにしない一般的な水準で、前記四機能がどの既存手続又は担当工程へ接続されるかを、意見募集結果又は施行時の公表資料において示すことが有効と考えます。 これにより、問題発生時に影響範囲を迅速に確認できるほか、行政は、当初把握していた事実、後から判明した事実、その後に確認した範囲及び対応内容を区別して説明できます。 第二 制度全体の公式な案内図の整備 本案件では、法律、政令、命令、複数の告示、届出・報告様式及び添付資料によって制度の各要素が詳細に定められています。 個々の資料は詳細ですが、各文書が制度全体のどの位置を占め、相互にどのような関係で接続され、投資家又は意見提出者がどの順序で確認すべきかを示す公式な案内図は、公表資料からは確認できません。 概要、新旧対照表、個別の法令・告示・様式及び相談窓口は、それぞれ必要な資料又は手続ですが、制度全体の判断順序及び文書間の対応関係を共通に確認する資料とは機能が異なります。 このため、今回の制度の施行前までに、同一の掲載場所から確認でき、版及び更新日を表示した次の三資料を整備することを提案します。 1. 統合判断フローチャート 外国投資家又は外国投資家とみなされる者への該当性、投資行為の種類、直接・間接保有、特別関係者等の合算、指定業種・対象技術又は情報、届出不要又は免除、事前届出、添付資料、審査、リスク軽減措置、投資実行、実行後の報告及び再評価までを、一つの判断経路として示してください。 各判断項目には、根拠条文、関係告示、使用様式、添付資料及び相談先を併記することが有効です。	

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	2. 法令・告示・様式接続表 主要な判断事項ごとに、根拠となる法律、政令、命令、告示、使用様式及び添付資料を一覧化してください。 単なる法令名の一覧ではなく、各判断事項と各文書の対応が一对一で追跡できる形とし、関係文書の改正時には同時に更新することが有効です。 3. 改正後の統合全文 新旧対照表とは別に、改正内容を既存条文へ反映した参考用の統合全文を、最終法令の公布後、制度施行前までに公表してください。 また、今後、本制度について複数階層の文書を同時に変更する大幅な改正を行う場合には、意見募集段階から案を反映した参考版を公表することにより、意見提出者が改正後の制度全体を確認できるようにすることが望ましいと考えます。 既存資料によって以上の機能が既に満たされていると判断する場合には、各機能に対応する掲載資料及び該当箇所を示すことで、重複した資料作成を避けることができます。 また、今後公表されるリスク軽減措置に関するガイドラインその他の運用資料についても、統合判断フローチャート及び法令・告示・様式接続表から直接参照できるようにすることが有効と考えます。	
19.	本改正は、対内直接投資等について、事前届出の対象外であっても将来の国際情勢の変化等により国の安全を損なうおそれ大きいものに対して報告徴求や株式処分命令を可能とするなど、事後対応の権限を強化するものと理解する。他方で、対内直接投資等に該当する主体は、なお形式上の直接投資家を前提としており、親会社が外国企業である日本子会社を通じた投資、複数の外国投資家による分散保有、名目上は日本法人であっても資本関係や役員構成からみて実質的に外国政府又は外国企業の影響下にある場合など、「表向きは日本企業だが背後に外資が存在する」ケースが規制対象から漏れ得る構造は改められていないと考える。国の安全に関わる重要インフラ・重要技術を守る観点からは、このような実質的支配の在り方を看過すれば、外為法制の重要な抜け穴となり得る。最終的な親会社や同一グループ企業、実質的支配者まで含めて議決権比率等を合算し、形式上日本法人を介した投資であっても実質的に外国投資家による支配に当たる場合には対内直接投資規制の対象となることを、政令や告示、ガイドラインにおいて明確にし、実効的な把握・規制の仕組みを整備すべきである。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。なお、現行制度においても、非居住者等が議決権等の50%以上を保有している本邦企業については、いわゆる「居住者外国投資家」として、指定業種への投資に係る事前届出等が義務付けられています。また、今般の制度見直しに当たっては、外国政府等をはじめとする類型的に特にリスクの高い外国投資家について、規制の潜脱を防止するため、「みなし外国投資家」の見直しを行う等の対応策を講じているところです。 引き続き健全な投資を促進しつつ、安全保障上のリスクに適切に対応するため、リスクに応じたメリハリのある対内直接投資審査制度の実現に向け、不断の見直しと高度化を進めてまいります。
20.	Principle recommendations 1. Adopt a control- and influence-based passive-investment exclusion, available across both direct and indirect acquisitions, and preserve proportionate exemptions for regulated financial institutions and ordinary-course fiduciary investment. The Council's January 2026 report recommended rationalising low-risk investors and transactions, including removing prior notification for the reappointment of the same director where circumstances have not materially changed. It also emphasised the need for clear rules and greater predictability for investors. We urge that these principles be fully reflected in the final subordinate legislation. We recommend that the draft regulations provide greater clarity regarding the treatment of investors that hold shares solely for financial investment purposes and do not seek control or material influence beyond ordinary shareholder rights. This approach would be consistent with the US CFIUS regime, which excludes investments held solely for passive investment purposes (31 CFR § 800.243). Ordinary stewardship activities, including voting and engagement on governance, climate, capital allocation and related matters, as well as collaborative engagements of investors on these matters that do not involve coordinated voting or seeking control over an issuer, should not disqualify an investor from this exclusion.	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 今般の改正は、関税・外国為替等審議会の答申を踏まえ、健全な対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応できるよう、対内直接投資審査制度の高度化をはかるものです。 こうした考え方の下、リスクに応じた事前届出対象の見直しを行うこととしており、事前届出を経て就任した役員等の重任については、特段の事情変更がない限り事前届出を不要とすることとしています（新命令第3条第3項第10号）。 また、専ら資産運用目的で投資する場合であって、事前届出の免除制度を利用する場合においては、免除基準を遵守する限りにおいて、一般的な議決権行使や株主としてのエンゲージメントが制約されるわけではありません。 事前届出の免除制度の適用単位に関しては、原則として、法第26条第1項に掲げるものが外国投資家として行う同条第2項に規定する対内直接投資等について個別に判断されることになります。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	The exclusion should apply at the level of the specific fund or account making the investment, rather than by reference to other entities in the same corporate group that are engaged in unrelated activities, unless there is clear evidence of shared direction or coordination. The same principle should apply to indirect acquisitions: a diversified institutional investor should not face notification merely because a small, non-material Japanese interest exists within a foreign holding company structure over which it has no practical influence. 主な提言 1. 支配・影響力の有無に基づくパッシブ投資に対する適用除外を導入し、直接取得・間接取得の双方に適用するとともに、規制・監督を受ける金融機関及び通常の受託者投資について比例的な適用除外を維持すること。 審議会の 2026 年 1 月 報告書は、同一の取締役の再任であって事情に実質的な変更がない場合に事前届出を不要とすることを含め、リスクの低い投資家及び取引について合理化を図ることを提言している。また、投資家にとって明確なルール及び予見可能性の向上の必要性も強調している。これらの原則は、最終的な下位法令に十分反映されるべきである。 当方は、専ら資産運用目的で株式を保有し、通常の株主権を超える支配又は重要な影響力の行使を意図していない投資家の取扱いについて、規則案が更なる明確化を行うことを提案する。この考え方は、パッシブ投資目的のみで保有される投資を除外している米国 CFIUS 制度（31 CFR § 800.243）とも整合的である。 また、議決権行使や、ガバナンス、気候変動対応、資本配分その他これらに関連する事項についての対話などの通常のスチュワードシップ活動、並びにこれらの事項に関する投資家同士の協働エンゲージメントであって、発行会社に対する支配権の取得や協調的な議決権行使を伴わないものについては、この適用除外の対象から外れる理由とされるべきではない。 この適用除外は、投資を行う特定のファンド又は口座単位で適用されるべきであり、明確な共通の指示又は協調行動の証拠がない限り、同一企業グループ内の他の無関係な活動を行う法人を基準として判断されるべきではない。 同様の原則は間接取得にも適用されるべきである。すなわち、多様に分散された機関投資家については、実際上何ら影響力を有しない外国持株会社の構造の中に日本企業への小規模かつ軽微な持分が存在するという理由だけで届出義務を負うべきではない。	間接取得については、本邦企業の株式等を保有する外国の法人等の議決権の取得等を対象とするところ、事前届出の免除制度の適用はありませんが、新令第 3 条の 2 第 1 項各号に該当しない外国投資家については、間接取得の結果として保有することになる日本企業の株式等が 50%未満の場合は手続を不要とする（新令第 3 条第 1 項第 17 号）など、リスクに応じたメリハリのある制度としております。 We appreciate your comment and will take it into consideration. The amendments are intended to upgrade the inward direct investment screening system with a view to further promoting sound inward direct investment while ensuring effective responses to investments that may pose risks to national security and other protected interests, building on the recommendations of the Council on Customs, Tariff, Foreign Exchange and Other Transactions. Under this approach, the scope of sectors and activities subject to prior notification is being revised in accordance with the level of risk. As an example, consent to the reappointment of the same directors who assumed their positions following prior notification is exempted from the prior notification requirement, where there have been no material changes (Article 3, Paragraph 3(x) of the amended Ministerial Order). Where an investment is made solely for asset management purposes and the investors use the prior notification exemption system, ordinary exercises of voting rights and shareholder engagement are not restricted, provided that the exemption conditions are complied with. Regarding the application of the prior notification exemption system, eligibility is, in principle, determined on a case-by-case basis for each transaction (defined in Article 26, Paragraph 2 of the FEFTA) conducted by foreign investors (defined in Article 26, Paragraph 1 of the FEFTA). As for indirect investment, the amendments cover acquisitions of voting rights in foreign entities that hold shares or equity interests in Japanese companies. Although the prior notification exemption system is not available for such indirect investment, the regime adopts a risk-based approach so as to ensure that regulatory requirements appropriately reflect the level of risk. For example, foreign investors that do not fall within any of the categories set out in Article 3-2, Paragraph 1 of the amended Cabinet Order are exempted from the procedural requirements where, as a result of an indirect acquisition, they hold less than 50 percent of the shares or equity interests in a Japanese company (Article 3, Paragraph 1(xvii) of the amended Cabinet Order).
21.	2. State expressly that legal title held by a custodian or nominee does not by itself attribute investment discretion, voting authority or beneficial ownership. The draft Cabinet Order revises the attribution rules for indirect holdings and closely related persons (see the amendments to Article 2 of the Cabinet Order on Inward Direct Investment, etc., including the provisions designed to avoid double-counting of overlapping voting rights). These revisions improve the technical framework for	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 なお、ご指摘の点は個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、改正前の制度においても、上場会社等に係る対内直接投資等については、株式・議決権を取得する場合であっても、株主としての議決権その他の権利を行使（その指図を含む。）する権限を他者に委託し、自らがこれを行使できない場合は事前届出が不要であり（直投令第 3 条第 1 項第 8 号）、また、取得の閾値である 1 % 以上となるかの判定にあたっては、

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	aggregation. In institutional investment structures it is common for legal title to be held by a custodian or nominee while investment discretion and voting authority remain with the asset manager or the underlying beneficial owner. Although current administrative practice has generally looked through bare legal title, the draft measures do not contain an express statement to this effect. We therefore recommend that the subordinate legislation include a clear clarification that the mere holding of legal title by a custodian, nominee or similar intermediary does not, by itself, attribute investment discretion, voting authority or beneficial ownership for the purposes of the FEFTA thresholds and related-party aggregation rules, unless the intermediary itself exercises or is entitled to exercise such discretion or authority. An express statement would enhance legal certainty for the large volume of institutional holdings that rely on standard custodian arrangements. 2. カストディアン又は名義人による法的名義の保有は、それ自体では投資裁量権、議決権行使権限又は実質的所有権の帰属を生じさせるものではないことを明示すること 本改正案では、間接保有及び密接関係者に関する帰属ルールが見直されている（重複する議決権の二重計上を回避するための規定を含む、対内直接投資等政令第2条の改正など）。これらの改正は、保有割合の合算に関する制度的枠組みを改善するものである。 機関投資家の投資スキームにおいては、法的名義がカストディアン又は名義人に帰属している一方で、投資裁量権や議決権行使権限は運用会社又は最終的な実質所有者に留保されていることが一般的である。現行の行政実務上は、通常、このような形式的な法的名義保有のみによって判断することなく、その実態を踏まえて判断してきたものの、本改正案にはその旨を明示する規定が存在しない。 そのため、下位法令において、カストディアン、名義人その他これらに類する仲介者による法的名義の単なる保有は、それ自体では外為法上の保有割合基準や関連当事者との合算ルールとの関係で、投資裁量権、議決権行使権限又は実質的所有権の帰属を生じさせないことを明確にすべきである。ただし、当該仲介者自身がかかる裁量権又は権限を行使し、又は行使する権利を有する場合はこの限りではない。 この点を明示することにより、標準的なカストディ契約を利用する大量の機関投資家による保有について法的安定性が高まる。	こうした実質的に権限を行使できない株式・議決権については、合算対象とされません（直投令第3条第1項第9号・第10号）。 We appreciate your comment and will take it into consideration. We believe that the point you raise should be assessed on a case-by-case basis in light of the specific facts and circumstances of each case. Nevertheless, even under the system prior to the present amendments, with respect to inward direct investments in listed companies, prior notification is not required where, despite formally acquiring shares or voting rights, the investor has entrusted another person with the authority to exercise, or direct the exercise of, voting rights or other shareholder rights and is therefore unable to exercise such rights itself (Article 3, Paragraph 1(viii) of the Order on Inward Direct Investment). In addition, when determining whether the 1% acquisition threshold has been met, shares and voting rights with respect to which the investor is not substantively able to exercise, or direct the exercise of, the relevant rights are not aggregated (Article 3, Paragraph 1(ix) and (x) of the Order on Inward Direct Investment).

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
22.	3. Attribute holdings among funds, accounts, managers, advisers, sub-advisers and affiliates only where a person has actual discretionary authority or there is an agreement or concerted policy to exercise relevant rights together. The draft Cabinet Order significantly expands and revises the attribution rules for holdings and voting rights. It updates the treatment of indirect holdings, proxy voting arrangements, agreements relating to the exercise of voting rights, and the aggregation of holdings for specified categories of related persons. It also makes consequential amendments to the prior-notification regime. While these revisions improve the technical framework for aggregation, they do not establish a clear principle that holdings among separate funds, accounts, managers, advisers, sub-advisers or affiliates should be attributed only where a person has actual discretionary authority or there is an agreement or concerted policy to exercise the relevant rights together. In asset-management structures, multiple funds or accounts are often advised by the same or affiliated managers while investment and voting decisions remain independent. Without an express limiting principle, the expanded rules risk aggregating positions that are in fact managed on a standalone basis. We recommend that the subordinate legislation state clearly that such holdings are to be attributed only where there is actual discretionary authority or a concerted policy to exercise the relevant rights together. This would align the rules with commercial reality and improve predictability for institutional investors. 3. ファンド、口座、運用会社、投資助言会社、サブアドバイザー及び関連会社間の保有については、実際の裁量権又は共同行動の合意若しくは協調方針がある場合に限り帰属させること 本改正案は、保有株式及び議決権の帰属ルールを大幅に見直している。具体的には、間接保有、プロキシ投票（代理投票）の取扱い、議決権行使に関する合意、及び特定の密接関係者間における持株の合算ルールなどが改正されるとともに、事前届出制度についても関連する見直しが行われている。 しかしながら、別個のファンド、口座、運用会社、投資助言会社、サブアドバイザー又は関連会社間の保有については、実際に裁量権を有する場合、又は関連する権利を共同して行使する合意若しくは協調方針が存在する場合にのみ帰属させるべきであるという明確な原則は示されていない。 資産運用の実務においては、複数のファンド又は口座が同一又は関連する運用会社から助言を受けていても、投資判断及び議決権行使の判断は独立して行われることが一般的である。こうした限定原則が明示されなければ、実際には独立して運用されている持分まで合算されるおそれがある。 したがって、下位法令において、そのような保有の帰属は、実際の裁量権又は共同行動方針が存在する場合に限られることを明確に規定すべきである。これにより、制度は商慣行の実態と整合し、機関投資家にとっての予見可能性も向上する。	貴重なご意見として参考させていただきます。 なお、ご指摘の点は個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。 「資産運用の実務においては（中略）実際には独立して運用されている持分まで合算されるおそれがある。」とのご指摘については、複数の外国投資家が同一の運用会社から助言を受けている場合でも、各外国投資家における保有する議決権の数量は、当該外国投資家及びその密接関係者を単位として判断されますので、（外国投資家の間において、議決権を共同行使する旨の合意があり、合意の相手方が密接関係者に該当するという場合でない限り、）同一の運用会社から助言を受けていることのみをもって、その保有分を合算する必要はないと考えられます。なお、当該運用会社が外国投資家に該当し、議決権や株主としてのその他の権利を行使（その指図を含む。）する権限を有すると認められる場合は、当該運用会社において、その実態に応じて、株式への一任運用又は議決権行使等権限の取得に係る事前届出が必要となる可能性があります。 We appreciate your comment and will take it into consideration. We believe that the point you raise should be assessed on a case-by-case basis in light of the specific facts and circumstances of each case. Regarding your observation that, "In asset-management structures (...) the expanded rules risk aggregating positions that are in fact managed on a standalone basis", even where multiple foreign investors receive investment advice from the same asset management company, the number of voting rights held by each foreign investor is assessed separately on the basis of that foreign investor and its closely related persons. Therefore, unless there is an agreement among such foreign investors to exercise voting rights jointly and the counterparty to such agreement constitutes a closely related person, we do not consider that their holdings should be aggregated solely because they receive advice from the same investment company. Furthermore, where such asset management company itself falls within the definition of a foreign investor and is considered to possess the authority to exercise, or direct the exercise of, voting rights or other rights as a shareholder, the asset management company may, depending on the circumstances, be required to submit a prior notification with respect to discretionary investment management involving shares or the acquisition of authority to exercise voting rights or other shareholder rights.
23.	4. Use objective published thresholds and definitions for the following key concepts: ‘owned-equivalent holdings’, ‘close relationship’, ‘permanent economic relationship’, as well as direction, control, material influence and high-risk status; provide worked examples and a rapid no-action process. The consultation revises the rules governing owned-equivalent holdings, voting rights and closely related persons, and makes related	貴重なご意見として参考させていただきます。 対内直接投資審査制度の透明性向上のため、今般の制度見直しの内容も含め、制度運用の方針や解釈の明確化を図るとともに、引き続き積極的な情報発信に努めてまいります。 We appreciate your comment and will take it into consideration.

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	amendments to the prior-notification regime. It does not, however, fully define some critical concepts such as “permanent economic relationship,” “direction,” “control,” “material influence” or high-risk status, nor does it provide worked examples. Clear, published definitions and illustrative examples in the subordinate legislation would materially improve predictability for investors. In addition, an advance ruling or no-action process, which we note exist in Germany and the United Kingdom, would allow investors to obtain timely confirmation that a proposed transaction does not require prior notification, resolving residual uncertainty without the need for a full filing in relevant cases. 4. 「所有相当の保有」「密接関係」「恒久的な経済関係」並びに指図、支配、重要な影響力及び高リスク該当性について、客観的かつ公表された基準・定義を設け、具体例及び迅速なノーアクション手続を整備すること 本改正案は、所有相当の保有、議決権及び密接関係者に関するルールを見直し、併せて事前届出制度に関する改正も行っている。 しかしながら、「恒久的な経済関係」、「指図」、「支配」、「重要な影響力」及びハイリスク性といった重要概念については十分な定義が示されておらず、具体例も提供されていない。 下位法令において、これらの概念について明確かつ公表された定義及び具体例を示すことは、投資家の予見可能性を大きく向上させることになる。 さらに、ドイツ及び英国で見られるような事前照会（advance ruling）又はノーアクション制度を導入することで、投資家は計画中の取引について事前届出が不要である旨の確認を迅速に得ることができるようになり、必要な場合を除いて正式な届出を行うことなく不確実性を解消できる。	To enhance the transparency of the inward direct investment screening system, we will continue our efforts to proactively provide information and to further clarify policies on, and interpretations of, the system, including the recent revisions to the system.
24.	5. Limit post-investment filings for changes to risk-mitigation measures, and any ongoing reporting obligations, to material changes that are reasonably capable of affecting the original national-security assessment. Incorporating clear de minimis thresholds, ordinary-course business exceptions, emergency carve-outs, reasonable cure periods and proportionate reporting frequencies would help ensure that investors whose activities do not meaningfully alter the risk profile are not subjected to unnecessary ongoing burdens and would support the legal certainty and predictability that the new regime requires. Where information about the investor, its shareholders and ultimate parent has previously been provided and remains current, repeat filers should be permitted to incorporate it by reference or maintain a reusable investor profile. Clear safeguards should also be established for the confidentiality, secure handling and permitted use of commercially sensitive ownership and client information. The same concern for legal certainty and predictability should also guide the implementation of the new Article 29-2 mechanism under the amended FEFTA, which permits the authorities to require reports and, following statutory procedures, to issue recommendations or orders in respect of certain investments outside prior-notification sectors when later circumstances give rise to a serious national-security concern. The Council’s January 2026 report recommended confining this mechanism to designated high-risk investors, acquisitions of at least 10 per cent, and an approximately five-year look-back period. The accompanying regulatory impact assessment likewise frames the power around a 10 per cent threshold and cautions	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 外国投資家の予見可能性確保の観点から、リスク軽減措置の内容として想定される類型や具体例、また報告徴求の対象になりうる想定事例等について、ガイドライン等の形で公表することを予定しています。 なお、外国投資家が届け出るリスク軽減措置の内容について予断をもってお答えすることは困難ですが、例えば、事情変更等に伴う軽微な変更について当局との協議により変更できる旨の記載がされているような場合には、その範囲内の変更について、本改正で導入される変更の届出によることなく変更することは可能であると考えられます。 We appreciate your comment and will take it into consideration. From the perspective of ensuring predictability for foreign investors, we plan to publish guidelines or similar materials setting out illustrative categories and examples of risk mitigation measures, as well as illustrative cases that may be subject to requests for reports. It is difficult to provide a definitive response in advance regarding the content of risk mitigation measures to be notified by foreign investors. However, for example, where a risk mitigation measure contains a provision allowing minor modifications arising from changes in circumstances or similar reasons to be made

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	that a broader discretionary call-in power would undermine legal certainty and investor predictability. We therefore recommend that the subordinate legislation implement these limits clearly and consistently, so that both the risk-mitigation change regime and the Article 29-2 mechanism operate within well-defined boundaries and provide investors with greater legal certainty. 5. リスク軽減措置の変更に係る投資後報告及び継続的報告義務は、当初の安全保障上の評価に影響を及ぼし得る重要な変更に限定すること 明確なデミニミス基準、通常業務上の例外、緊急時の適用除外、合理的な正期間及び比例的な報告頻度を導入することにより、リスクプロファイルを実質的に変化させない投資家に過度な継続的負担を課すことを防ぎ、新制度に求められる法的安定性及び予見可能性の確保に資することとなる。 また、投資家、その株主及び最終親会社に関する情報が過去に提出済みであり、かつ現在も有効である場合には、反復的に届出を行う者について、既提出情報の引用による提出又は再利用可能な投資家プロフィールの利用を認めるべきである。 さらに、営業上機微な所有構造情報及び顧客情報について、その秘密保持、安全な管理及び利用範囲を明確に定めるべきである。 同様の法的安定性及び予見可能性への配慮は、改正外為法第29条の2に基づく新たな制度の運用においても必要である。同条は、事前届出対象業種以外の投資であっても、その後の状況変化により重大な国家安全保障上の懸念が生じた場合に、当局が報告徴求を行い、法定手続を経て勧告又は命令を発することを認めるものである。 2026年1月の審議会報告書は、この制度について、 ・指定されたハイリスク投資家 ・10%以上の取得 ・おおむね5年間の遡及期間 に限定することを提言した。 さらに、規制影響評価書においても、この権限は10%基準を前提として説明されており、より広範な裁量的コールイン権限は法的安定性及び投資家の予見可能性を損なうとの懸念が示されている。 したがって、下位法令においてもこれらの限定を明確かつ一貫した形で反映し、リスク軽減措置変更制度及び第29条の2制度の双方が明確な範囲内で運用されるようにし、投資家に対する法的安定性を高めるべきである。	through consultation with the authorities, it is considered that modifications falling within the scope of such provision may be made without submitting a notification of modification introduced under this amendment.
25.	6. Publish consolidated rules, forms, Q&A, sector lists, examples, contact points, expected processing times and worked examples. Before commencement, MOF should publish Japanese and English consolidated texts, forms, Q&A and worked examples addressing common institutional-investor structures. The Council specifically called for guidance on categories and examples of risk-mitigation measures, active information provision to investors and practitioners, and clearer operational policy and interpretations. Guidance could also usefully cover reappointments, stewardship engagement, proxy voting, securities lending, index rebalancing, seed capital, fund launches and wind-downs, managed accounts, sub-advisory arrangements, custodians, nominees, derivatives and indirect acquisitions through diversified groups.	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 対内直接投資審査制度の透明性向上のため、今般の制度見直しの内容も含め、制度運用の方針や解釈の明確化を図るとともに、引き続き積極的な情報発信に努めてまいります。 We appreciate your comment and will take it into consideration. To enhance the transparency of the inward direct investment screening system, we will continue our efforts to proactively provide information and to further clarify policies on, and interpretations of, the system, including the recent revisions to the system.

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	6. 統合版ルール、様式、Q&A、業種リスト、事例、問い合わせ窓口、標準処理期間及び具体例を公表すること 制度開始前に、財務省は日本語版及び英語版の統合テキスト、様式、Q&A 並びに機関投資家の一般的な投資スキームに関する具体例を公表すべきである。 審議会も、リスク軽減措置の類型及び具体例に関するガイダンス、投資家及び実務家への積極的な情報提供、運用方針及び解釈の明確化を求めている。 また、ガイダンスでは、以下の事項を取り上げることも有益である。役員再任、スチュワードシップ活動、プロキシ投票、証券貸借取引、インデックスのリバランス、シードキャピタル、ファンドの組成及び終了、マネージドアカウント、サブアドバイザリー契約、カストディアン、名義人、デリバティブ、分散化された企業グループを通じた間接取得。	
26.	・ 該当箇所 対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案（以下「新令」という。）第2条第16項 新令第2条第25項第12号 ・ 意見内容 「外国株式等」の定義として、「外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の株式又はこれに相当するもの」とされているが、「相当するもの」は日本の株式会社に相当する外国会社のエクイティに限定されるのか。例えば、米国の Limited Liability Company（日本法上の合同会社に類似）の持分や、外国法準拠の Limited Partnership の Limited Partner（「LP」）の持分も含まれるのか。 特に、新令第2条第25項第12号（いわゆる「黄金株」規制）との関係で、これらが含まれるとすると、同号が最終親会社等までを対象としていることから、実務上の影響が計り知れないため、規制の限定を求める。 また、上記の結論にかかわらず、実務上、LP 投資家やマイノリティー投資家に、エクイティと共に一定の事項に関する拒否権を契約上・定款等の組織規程上、付与することがしばしば行われており、これらが全て黄金株規制の対象となると実務上の影響が計り知れないため、黄金株規制自体の廃止か、黄金株規制の対象範囲の限定を求める。 ・ 理由 「外国株式等」の定義の明確化・限定を求めるものである。また、「黄金株」の規制の廃止又は規制範囲の明確化・限定を求めるものである。	「外国株式等」とは、その名称を問わず、会社法上の会社に類する外国法に準拠して設立された事業体の所有に係る権利を意味し、組合形態の団体の組合持分は、通常含まれないものと考えられます。 なお、「決定について当該株式等を所有するものの同意を要することを内容とする」とは、会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式のように、外国株式等自体の内容となっているものを指し、契約上の合意により拒否権を有するに過ぎない場合は含まれないものと考えられます。
27.	・ 該当箇所 新令第3条の2第1項第5号ロ ・ 意見内容 新令第3条の2第1項第5号ロに規定する「これに相当するもの」についての明確化を求める。例えば、実務上、LP 投資家やマイノリティー投資家に、エクイティと共に一定の事項に関する拒否権を契約上付与することがしばしば行われているところ、これらの場合も「これに相当するもの」に含まれるか。本改正によって典型的に特にリスクの高い投資家に対する厳しい規制がなされることを踏まえると、仮にこれらが含まれるとすると、実務上の影響が計り知れないため、規制の限定を求める。 ・ 理由 条文の明確化・規制範囲の限定を求めるものである。	

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
28.	・ 該当箇所 新令第3条の2第1項第5号ロ及びニ ・ 意見内容 新令第3条の2第1項第5号ロ及びニにおいては、同号イやハに掲げるものを記載していないため（同号ハについては同号イを記載していることと対照）、これらのものに所有ないし任命・指名等されている場合を規制対象としないという理解でよい。本改正によって類型的に特にリスクの高い投資家に対する厳しい規制がなされることから、定義について確認を求めるものである。 ・ 理由 条文の明確化・規制範囲の限定を求めるものである。	新令第3条の2第1項第5号ロ及びニの規定内容について、ご理解の通りです。なお、ニの「任命し、又は指名している」という要件への該当性については、実態に応じた判断が必要があり、実質的に、同項第3号又は第4号に掲げるものが他者を通じて任命又は指名を行っているといえる場合は、これに該当するものと考えられます。
29.	・ 該当箇所 新令第2条17項 ・ 意見内容 新令第2条17項の文言上、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第26条第2項第9号の規定については、直接保有法人等の議決権の50%以上を取得した場合のみならず、その直接及び間接親会社の議決権の50%以上を取得した場合にも該当するように読めるが、そのような趣旨なのか。 もし、もっと狭い範囲（例えば直接保有法人等の直接の親会社まで）を想定しているのであれば、その旨を新令で明記してほしい。 ・ 理由 条文の明確化を求めるものである。	新法第26条第2項第9号は、直接保有法人等の議決権の50%以上を取得する場合だけでなく、直接保有法人等以外の外国の法人等（典型的には直接保有法人等の親会社やいわゆる祖父会社）の議決権を取得することにより、当該法人等が、新たに、取得をした外国投資家にとって「永続的な経済関係を有するもの」（その具体的な範囲は新令第2条第17項に規定されます。）に該当することとなり、当該外国投資家と、取得後における当該外国投資家の「永続的な経済関係を有するもの」が保有する直接保有法人等の議決権の合計が新たに50%以上となる場合にも適用されます。 新法第26条第2項第9号は、外国投資家が、直接保有法人等を支配することを通して、本邦企業の株式等を直接取得する場合と実質的に同様の効果が生じることに着目した規制であり、上記のようなケースにおいても、外国投資家が直接保有法人等を支配することになると考えられることから、適用対象としています。
30.	・ 該当箇所 新令第2条第22項 ・ 意見内容 法第26条第2項第10号の規定については、直接保有法人等の役員の過半数を選任する場合（被選任者が新令第2条第22項に該当する場合に限る。以下同じ。）のみならず、その直接及び間接親会社の役員の過半数を選任する場合にも該当するように読めるが、そのような趣旨なのか。 (1) もし、もっと狭い範囲（例えば直接保有法人等の直接の親会社まで）を想定しているのであれば、その旨を明記してほしい。 (2) 最終親会社に至るまで遡る場合、直接保有法人等から最終親会社に至るまですべての（直接・間接）親会社において同様の役員変更があった場合、該当するすべての会社について事前届出が必要となってしまう。例えば、直接保有法人等の親会社（間接親会社を含む。）が届出を行った場合、その子会社あるいは被支配会社における役員変更については届出を要しないとする手当てを検討してほしい。 (3) 現行の対内直接投資等に関する命令第3条第2項第7号（同命令の改正案（以下「新命令」という。）第3条第4項第9号）において、株式取得の届出を行っている場合における役員選任同意の除外事由が規定されているが、これに類似する除外事由の規定を検討してほしい。 ・ 理由 条文の明確化を求めるものである。また、上記(2)及び(3)については、法第26条第2項第10号の規定について、株式取得の届出を行っている場合における役員選任同意の除外の制度の趣旨が同じく妥当と考えられるため、新命令第3条第4項第9号と同様あるいはこれに類似する規定を検討すべき。	<ご意見（1）について> 新法第26条第2項第10号は、直接保有法人等自体の役員選任だけでなく、直接保有法人等の議決権の50%以上を保有している、又はその他の直接保有法人等を被支配会社等とする外国の法人等の役員選任に係る議決権行使も、これにより、外国投資家の関係者（具体的な範囲は新令第2条第22項に規定されます。）が新たに過半数を占めることになる場合は適用対象となります。同号は、外国投資家が、直接保有法人等を支配することを通して、本邦企業の株式等を直接取得する場合と実質的に同様の効果が生じることに着目した規制であり、上記のようなケースにおいても、外国投資家が直接保有法人等を支配することになると考えられることから、適用対象としています。 <ご意見（2）について> 新法第26条第2項第10号は、役員選任に係る議決権行使により、外国投資家の関係者が「新たに」役員又は代表権を有する役員の過半数となることが要件であるため、議決権行使の前においても、外国投資家及びその「関係者」が過半数を占める場合においては、適用対象となりません。 したがって、①既存の役員を再任する場合は適用対象とならないほか、②（「関係者」には、外国投資家の被支配会社等の役員も含まれるため、）議決権行使前において、行使対象の議決権に係る外国の法人等が、当該外国投資家の被支配会社等に該当する場合は、新任の役員を選任する場合であっても、「新たに」過半数を占めるとの要件を満たさないことから、通常、適用対象とはならないと考えられます。 <ご意見（3）について> 新法第26条第2項第10号は、直接保有法人等を支配

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
		する態様としては、同項第9号に規定する議決権50%以上の取得が最も典型的であると考えられることを前提として、それ以外の方法による支配を捕捉する趣旨であることから、新命令第3条第3項第34号、第35号において、外国投資家が、当該議決権行使の対象である議決権に係る外国の法人等の実質保有等外国議決権を、事前届出を行ったうえで50%以上取得している場合については、手続を不要としています。 また、上記「ご意見（2）について」のとおり、行使対象の議決権に係る外国の法人等が、当該外国投資家の被支配会社等に該当する場合は、新任の役員を選任する場合であっても、「新たに」過半数を占めるとの要件を満たさないことから、通常、適用対象とはならないと考えられます。
31.	・該当箇所 新令第2条第25項第12号 ・意見内容 本規定はいわゆる黄金株に関する規定だが、取得する外国株式等そのものの内容として特定の者の同意を要するようなものは存在しないものの株主間契約等で契約当事者の同意を要すると定めているような場合には該当するのか。該当する場合、具体的にどのような内容について合意した場合に該当するのか。例えば、役員の指名や事業計画以外の同意に関する拒否権は該当するのか。具体的な例についてガイドライン等で示してもらいたい。 ・理由 新令では外国株式等の内容として同意が必要な場合としており、契約による合意の場合不明のため。	「決定について当該株式等を所有するものの同意を要することを内容とする」とは、会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類株式のように、外国株式等自体の内容となっているものを指し、契約上の合意により拒否権を有するに過ぎない場合は含まれないものと考えられます。 今後、新法の施行に際し、Q&A等の対外説明資料においてこうした点をお示しすることも検討します。
32.	・該当箇所 新令第3条第2項第1号イ、新命令第3条第5項及び対内直接投資等に関する命令第三条第五項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件 ・意見内容 法第26条第2項第9号及び10号の対内直接投資等における指定業種については対内直接投資における指定業種となっている。いずれについても、既に日本の会社が外国法人等に保有されている状況下における一定の取引・行為を規律するものであり、その点において特定取得と同様であるため、同法同項同号イにのみ該当する場合（すなわち直接保有法人等が非上場会社の株式又は持分のみを保有している場合）には、指定業種の範囲を特定取得の場合と同様とすべきである。 ・理由 法第26条第2項第9号及び10号の対内直接投資等における指定業種の規制範囲の変更を求めるものである。	新法第26条第2項第9号及び10号の対内直接投資等は、外国投資家が、これらの行為により直接保有法人等を支配することを通して、本邦企業の株式等を直接取得する場合と実質的に同様の効果が生じることに着目した規制です。 かかる趣旨からは、現行制度上の対内直接投資等に対する規制と同内容の規制とする必要があることから、事前届出義務の対象となる業種の範囲についても、現行制度上の対内直接投資等と同様としています。
33.	・該当箇所 新命令第3条第19項及び第21項 ・意見内容 新命令第3条第19項第1号については「対内直接投資等の委託に係る契約に基づき行われる対内直接投資等」、同命令第3条第21項第1号については「当該非居住者の指示に基づき行われる対内直接投資等」と、広範な定めのように思われるが、具体的にどのような場合を想定しているのか。例えば、いわゆるGK-TKスキーム（日本企業の株式・持分を取得するのは一般社団法人が唯一の社員である合同会社であり、当該合同会社の事実上の運営は資産管理会社等が行い、非居住者は匿名組合出資者として出資する形のスキーム）について、資産管理会社等や匿名組合出資者が非居住者等に該当する場合、これに該当しないと理解して良いか。また、こういった場合は法第27条第	新法第27条第14項の適用の有無は、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、同項の趣旨は、外国投資家の定義に該当しないものが外国投資家のために行う、対内直接投資等と実質的に同様の効果を有する行為について、事前届出義務の対象とすることで規制の潜脱を防ぐものです。かかる趣旨を踏まえ、実質的にみて、①新法第27条第14項第1号の適用有無については、当該行為が、法第26条第1項各号の定義に該当するものの計算において行われたといえるか、②新命令第3条第19項第1号については「委託に係る契約」があったといえるか、それぞれ個別に判断されるべきものと考えられます。 なお、「LP投資家が非居住者等である場合はどうか。」という点につき、一定の種類の組合（法第26条第1項第4号に規定する「組合等」）のうち、非居住者等が50%

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	14 項第 1 号に該当しないと理解して良いか。LP 投資家が非居住者等である場合はどうか。 ・理由 対象となる非居住者が限定されておらず、対象行為が「委託」「指示」と幅広いため具体的な説明又は規制の限定を求めるものである。	以上出資するものについては、同号の規定に基づき外国投資家に該当することになりますが、同号に該当しない組合形態の団体が行う対内直接投資等に相当するものについて、非居住者等が業務執行権限を有しない LP 投資家であるという事実のみをもって、新法第 27 条第 14 項の適用対象となることは、通常はないものと考えられます。
34.	・該当箇所 新政令第 4 条の 8 ・意見内容 (1) 報告の徴収そのものについては、法第 29 条の 2 第 11 項において、該当する対内直接投資から 5 年以内とされているが、報告の徴収が行われた後の勧告及び命令については期限無きいつまでも行えるように読める。報告の徴収後にいつまでも勧告・命令が可能となると、取引当事者は違法行為があったわけでもないのにいつまでも不安定な状態に置かれるため、一定の期限を設けてほしい。 (2) 上記(1)の不安定な状態を避けるため、外国投資家が任意で事前届出を行い、当該取引が問題ないことを確定させたいと考える可能性がある。米国の CFIUS 制度では、このような場合に任意の届出が認められるが、日本では類似の規定を置く予定はないか。 (3) 「法第 27 条第 3 項第 1 号イに掲げる事態（国の安全を損なう事態に限る。）」とは、具体的にどのような事例を想定しているか。考慮要素等が何ら示されない場合、投資家は長期間にわたり不安定な法的地位に置かれることとなり、その結果として対日投資を萎縮させるおそれがあるため、事例や考慮要素をガイドライン等で明確化してほしい（例えば、報告対象となる取得株式・議決権が 50% 以上の場合や、報告後新たに指定業種に追加された事業が対象会社の事業に含まれる場合等）。 ・理由 現在の改正案では、指定業種に該当しない会社の株式・持分を取得する場合の方が指定業種に該当する場合よりも不安定な立場に置かれる可能性があるため、何らかの手当てを求めるものである。 参考：米国の CFIUS 制度における任意届出について U.S. Department of the Treasury - Voluntary Notice Filing Instructions https://home.treasury.gov/policy-issues/international/the-committee-on-foreign-investment-in-the-united-states-cfius/voluntary-notice-filing-instructions-part-800	<ご意見（１）について> ご理解のとおり、報告の求めについて、対内直接投資等又は特定取得の実行から 5 年を経過する日までという期限が設定されています。報告された内容に基づき、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものに該当するものと認められる場合には、勧告及び命令を行うことができる規定が設けられていますが、報告の求めについて 5 年という期限が設定されている趣旨にも鑑みて、報告の求めを行った後、かかるおそれの認定等の所要の手續に必要な期間を超えて、不合理に長期の期間が経過した後に勧告及び命令を行うことはできないものと考えられます。 <ご意見（２）について> 新法第 29 条の 2 第 1 項に基づく報告徴求等については、国際情勢の変化その他の事由により国の安全を損なうおそれが大きい対内直接投資等又は特定取得に該当するおそれが大きいものについて、特に必要があると認められる場合に限って適用されるものであることから、任意の事前届出制度は設けられておりません。 <ご意見（３）について> 外国投資家の予見可能性向上のため、新法第 29 条の 2 第 1 項に基づく報告の求めの対象になりうる想定事例等をガイドライン等の形で公表することを予定しています。
35.	・該当箇所 新令第 7 条第 5 項 ・意見内容 本規定において、法第 27 条第 1 項、同法 27 条の 4 第 1 項、同法第 28 条第 1 項又は同法第 28 条の 4 第 1 項の規定による届出を行ったものは、最終親会社等に変更がある場合には事後報告を行う旨の規定がある。 (1) 本規定は、最終親会社そのものが変更された場合（株式や持分の譲渡、事業譲渡、合併等により別法人が最終親会社となった場合等）にのみ必要となるものか、それとも、最終親会社そのものに変更はないが、当該最終親会社に関する届出事項（名称及び代表者の氏名、住所、国籍、事業内容、ウェブページ、国有企業等との関係、届出者との関係、保有していた議決権等）に変更があった場合も報告の対象となるのか。 (2) 上記(1)について前者の場合、間接取得（法第 26 条第 2 項第 9 号）について最終親会社まで遡るのであれば、最終親会社の変更については間接取得の届出の規制で足り、本規定はそもそも不要ではないか。間接取得の規制とは独立して本制度を設けても、間接取得に該当しない場合は、当該報告を受けた後、	<ご意見（１）及び（３）について> 最終親会社等自体に変更が生じた場合のみを対象としており、最終親会社等に関する届出事項に変更があった場合に報告義務が生じるものではありません。 <ご意見（２）について> 新法第 26 条第 2 項第 9 号などの間接的な投資行為については、本邦企業を直接の対象とするものではないことから、当局において探知することが必ずしも容易ではない場合も想定されることを踏まえ、間接的な投資行為に係る規制の実効性を確保する観点から、株式の取得等に係る事前届出を行った外国投資家に対し、自らの最終親会社等の変更が生じた場合の事後報告を求めることとしています。 <ご意見（４）及び（５）について> ご意見を踏まえ、最終親会社等の変更に係る報告義務が発生するのは、株式・議決権の取得や一任運用等（具体的には新法第 26 条第 2 項第 1 号・第 3 号・第 4 号・新令第 2 条第 25 項第 1 号・第 3 号～第 5 号の対内直接

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	何らの勧告・命令も法制度として予定していないので、当該制度を設ける実益が小さい一方で実務上の負担が大きい。 (3) 上記(1)について後者の場合、本制度の趣旨に鑑みて軽微なものや頻繁に変わりうるもの（名称及び代表者の氏名、住所、ウェブページ等）についてまで逐一変更報告を求めるのは外国投資家の負担が重すぎる。本制度を廃止するか、重要な事項（国籍や国有企業との関係等）のみに限定してほしい。 (4) 本規定は対象が限定されていないため、直接取得・間接取得いずれの場合にも適用されると理解している。間接取得の場合には、当初の届出がいわゆる高リスク投資家によるもの以外は直接保有法人等が日本企業の株式・持分を 50%以上保有している場合に限定されるが、直接取得の場合については特段の限定がされていない。 (5) 本規定の趣旨に鑑みると、届出者（及びその密接関係者、以下同じ。）が対象会社の株式・持分をすべて処分した後は変更報告は不要と考えられるが、特段そのような手当て（例えば、届出者が対象会社の株式・持分をすべて処分した旨の処分報告提出後には本規定の報告は不要となる等）はなされていないように見受けられる。届出の対象となった株式・持分をすべて処分した場合には、本規定による変更報告は不要とし、当該規定を明文化してほしい。 ・ 理由 上記のとおり、現状の制度のままだと外国投資家の負担が必要以上に大きくなると思われるため、合理的な範囲とする限定、変更の検討を求めるものである。	投資等又は特定取得）に係る事前届出を行った場合に限定し、かつ、当該報告義務が存続するのは、事前届出を行った外国投資家が直接保有法人等又は出資証券所有法人等に該当する間（すなわち、本邦企業の株式等を所有等している間）のみとしました。
36.	・ 該当箇所 Article 3-2 of the Draft Cabinet Order (The “High-Risk Foreign Investor” definition) (新政令第3条の2) ・ 意見内容 (1) We understand the goal of the proposed reforms has been to enhance the screening of certain foreign investments into Japan. The comments made below are intended to assist MOF in understanding how the Draft Regulations will be viewed by foreign investors and to ensure that Japan remains an open-market that welcomes a diversity of global investors who will continue to invest in the strength and growth of the Japanese economy. 今回提案されている制度改正の目的は、一定の対日外国投資に対する審査を強化することにあるものと理解している。 以下の意見は、財務省が本規則案を外国投資家がどのように受け止めるかを理解する一助となること、及び日本が引き続き多様な海外投資家を歓迎し、日本経済の成長と発展への投資が継続される開かれた市場であり続けることを確保することを目的としている。 (2) We consider the definition for High-Risk Foreign Investor (“HRFI”) risks capturing a large number of entirely benign transactions and/or investors that do not present national or industrial security risks for Japan. Although the concept of HRFI is not a new one, we consider that the situation is different from when the concept has been used only in the context of exemption for pre-clearance in the case of passive investment, as HRFI is referred to in various places in the amendments which have significant impacts on various transactions. (2)当方は、「ハイリスク外国投資家 (High-Risk Foreign Investor、以下「HRFI」)」の定義について、日本の国家安全保障又は産業安全保障上のリスクを有しない、全く問題のない取引又は投資家を多数捕捉してしまうおそれがあると考えます。 HRFI という概念自体は新しいものではないが、従来はパッシブ投資に係る事前届出免除の文脈で用いられていたのに対し、	貴重なご意見として参考させていただきます。一般論として、現行制度における事前届出の免除制度を含め、類型として特にリスクの高い外国投資家を限定列挙した上で、これに該当しない外国投資家に対しては一定の手続きを不要とすることを通じて、リスクに応じた制度設計に努めているところです。 なお、今回の改正以前から、直投令第3条の2第1項第3～5号に該当する外国投資家であっても、財務省が個別の審査の上、(i)投資目的が純粋に経済的利益を目的としたものであり、(ii)投資の意思決定が外国政府等から独立して行われることから国の安全等を損なうおそれがないと認められる場合には、認証を付与し、事前届出免除制度の利用を認める制度がございます。 We appreciate your comment and will take it into consideration. As a general matter, including under the current prior notification exemption system, we seek to ensure that the regime appropriately reflects the level of risk by specifically identifying foreign investors belonging to specified higher-risk categories and exempting foreign investors that do not fall within such categories from procedural requirements. In addition, even prior to the present amendments, foreign investors falling within any of the categories defined in Article 3-2, Paragraph 1(iii) to (v), of the Cabinet Order may, following an individual review by the Ministry of Finance, be granted certification and permitted to utilize the prior notification exemption system. Certification may be granted where (i) investment activities are solely for the purpose of obtaining economic returns and (ii) investment decisions are made independently of any foreign government, such that they are not considered likely to impair national security or other protected interests.

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	今回の改正では各種取引に重大な影響を与える複数の規定において HRFI が用いられているため、状況は大きく異なると考える。 (3) Firstly, Article 3-2 of the Draft Cabinet Order present the binary options of an investor either being categorised as an HRFI or not. Such categorisation assumes that an investor's links to a foreign state is the principal factor that impacts Japan's industrial and national security. We would encourage MOF to also consider the nature of the HRFI and its investments to determine notification obligations. For instance: ● Certain passive investments or minority investments do not confer the ability to influence management or extract strategically important information from target entities and should be considered lower-risk. This is particularly pertinent to listed company investments where the present FEFTA threshold is set at a very low 1% with no exemptions available to HRFIs. MOF may consider an exemption covering passive or minority investments, or increase the threshold applicable to listed securities to reduce the filing burden of HRFIs where the nature of the transaction has little meaningful impact on Japanese industrial and national security. ● The reasons for restricting foreign investment in different sectors may vary. Some of the restricted sectors may involve strategic assets which ought not be controlled by an entity linked to a foreign state, while other sectors may involve information about sensitive technologies to which entities with links to foreign states ought not be able to access. MOF may consider implementing sector-specific notification thresholds in order to focus its regulatory efforts on truly high-risk investments. ● For instance, MOF could require that there be an acquisition of actual control for a notification obligation to be triggered where a Japanese entity with strategic assets is being acquired. This reduces parties' filing burden for transactions that do not confer actual control of strategic assets. Where a Japanese entity that carries information about sensitive technologies is being acquired, notification obligation could depend upon the acquisition of information rights regarding those sensitive technologies. This avoids passive investments which do not compromise sensitive information from being discouraged. (3)第一に政令案第3条の2は、投資家を「HRFI である」又は「HRFI ではない」の二者択一で分類する仕組みとなっている。しかし、このような分類は、外国政府との関係性が日本の産業安全保障及び国家安全保障に影響を与える主要な要因であることを前提としている。 当方としては、財務省において、通知義務を判断するに当たり、HRFI の性質及び投資の内容も考慮することを検討いただきたい。 例えば、 ● パッシブ投資・少数持分投資 一定のパッシブ投資又は少数持分投資については、対象会社の経営に影響を与えたり、戦略的に重要な情報へアクセスしたりする能力をもたらないため、リスクは比較的低いものと考えられる。 特に上場会社への投資については、現行外為法上の閾値が 1% と極めて低く設定されており、HRFI には適用除外も認められていないため、この点は重要である。 財務省においては、パッシブ投資又は少数持分投資に対する適用除外を設けることや、上場有価証券に関する閾値を引き上げることにより、日本の産業安全保障及び国家安全保障への実質的影響が小さい取引について、HRFI の届出負担を軽減するこ	

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	とを検討し得る。 ● 業種ごとのリスクの違い 外国投資を制限する理由は、業種ごとに異なり得る。 例えば、一部の規制対象業種については、外国政府と結びついた主体による支配を防ぐべき戦略的資産を有していることが問題となる一方で、別の業種では、外国政府との関係を有する主体による機微技術情報へのアクセスを防ぐことが問題となる。 そのため、財務省は、真にリスクの高い投資へ規制資源を集中させる観点から、業種ごとに異なる届出基準を設定することを検討し得る。 ● 具体例 例えば、戦略的資産を保有する日本企業の取得については、実際の支配権取得が行われる場合にのみ届出義務を課すことが考えられる。 これにより、戦略的資産に対する実質的支配を伴わない取引について、当事者の届出負担を軽減することができる。 また、機微技術情報を保有する日本企業の取得については、当該機微技術に関する情報アクセス権を取得する場合に届出義務を課すことが考えられる。 このような仕組みにより、機微情報へのアクセスを伴わないパッシブ投資が不必要に抑制されることを防ぐことができる。 (4) Secondly, an entity will be regarded as a HRFI if ownership of 50% or more of voting rights or one third of its officers are appointed by the government, regardless of whether the entity has in place any corporate governance measures designed to ensure that those officers act independently of the government that appointed them, and without any inquiry into whether the government exercises actual influence over the entity's investment decision-making. We consider that this bright-line approach is overbroad in scope, produces disproportionate and commercially unwarranted outcomes. For example, many foreign government-linked funds may have governance structures in which government or public sector representatives hold a meaningful minority of board seats as a matter of constitutional design, without holding operational control over investment decisions. Such investors risk being classified as HRFIs and subjected to the most burdensome tier of regulatory requirements. In light of the above, we respectfully request the MOF to consider introducing a governance independence carve-out or safe harbour alongside the 50% or more voting rights and one-third officer appointment thresholds, and consider granting an exemption from notification requirements to certain HRFIs that can demonstrate that they are operated with full commercial discretion and flexibility. (4)第二に HRFI の定義では、議決権の 50%以上が政府に保有されている場合又は役員 3 分の 1 以上が政府により任命されている場合、その法人は HRFI とされる。しかしながら、この判断は、当該役員が任命した政府から独立して行動することを確保するためのガバナンス措置の有無や、政府が実際に投資判断へ影響力を行使しているか否かを問わずに行われる。当方は、このような形式的基準 (bright-line approach) は過度に広範であり、不均衡かつ商業的合理性を欠く結果を招くと考える。例えば、多くの外国政府系ファンドでは、制度設計上の理由から政府又は公共部門の代表者が取締役会の一定数を占めていることがあるが、それにもかかわらず投資判断に対する実質的な支配権は有していない場合がある。しかし、そのような投資家であっても HRFI と分類され、最も重い規制上の負担を課される可能性がある。このため、財務省に対し、「議決権 50%以上」及び「役員 3 分の 1 以上任命」の基準に加えて、ガバナンス上の独立性に関するセーフハーバー又は適用除外を設ける	

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	こと、完全な商業的裁量及び独立性の下で運営されていることを立証できる一定の HRFI について、届出義務の免除を認めることを検討いただきたい。 (5) Relatedly, the HRFI definition appears to deviate from the concept of government influence and direction in the context of certain international trade agreements. By way of example, the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (“CPTPP”) – which Japan is party to – explicitly carves out independent pension funds and sovereign wealth funds from a number of obligations that apply to state-owned enterprises¹. It also indicates that the presence of government officials on the enterprise’s board of directors or investment panel alone is not sufficient to demonstrate that there has been “investment direction” from the government, in the context of defining independent pension fund. (5)さらに関連して、HRFI の定義は、一部の国際通商協定における政府の影響力又は指図という考え方から逸脱しているように見受けられる。例えば、日本も締約国である環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定（CPTPP）は、独立した年金基金及び政府系ファンド（SWF）について、国有企業に適用される一定の義務から明示的に除外している。また、独立年金基金の定義との関係では、企業の取締役会又は投資委員会に政府関係者が存在するという事実のみをもって、政府による「投資指図（investment direction）」が認められるわけではないことも示されている。 (6) Thirdly, the HRFI definition also risks impacting many transactions involving Japan’s allies, including from other G7 nations, especially given indirect investments involving Japanese entities are now caught. There is currently no distinction in treatment between friendly-nation investors and other nations that do not have such close relations. Supposedly, it should be the latter that presents a higher risk of raising national or industrial security concerns, as opposed to friendly states. While it is possible to apply for entity-specific exemption from the notification requirement, many entities from low-risk states would still bear the burden of having to apply for exemption. We would encourage MOF to provide categorical exemptions from specific friendly nations in order to reduce the number of notifications involving foreign state-linked investors from low-risk states. (6)第三に HRFI の定義は、日本の同盟国からの投資を含む多数の取引にも影響を及ぼすおそれがある。とりわけ、今回の改正により日本企業に対する間接投資も規制対象となるため、この問題は一層重要となる。現行案では、友好国の投資家と、それほど緊密な関係を有しない国の投資家との間で取扱いに差異が設けられていない。しかしながら、国家安全保障又は産業安全保障上の懸念を生じさせるリスクが相対的に高いのは後者であり、友好国からの投資ではないはずである。確かに、個別の届出免除を申請する制度は存在するものの、リスクの低い国からの多数の投資家は、依然として免除申請の負担を負うことになる。そのため、財務省には、リスクの低い友好国について包括的な適用除外を設け、外国政府関連投資家に係る届出件数を削減することを検討いただきたい。 (7) Lastly, in terms of approval mechanism, the MOF may consider creating a “green channel” which enables investors from friendly nations and/or certain types of transactions (e.g. passive investments) by HRFIs to benefit from an expedited review process. The advantages of green channel can include: ● Reduced documentary requirements. Where the investor has previously been assessed by the MOF — for example, through	

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	a prior notification filed under the FEFTA regime— and the MOF has existing institutional knowledge of the investor's structure, governance, and track record, the green channel filing should be permitted to cross-reference that prior assessment rather than requiring the investor to re-supply the same information from scratch. ● Accelerated review timelines. The green channel should carry a meaningfully shorter statutory review period than the standard HRFI review track. ● Greater certainty of deal approval. Eligibility for the green channel should be a meaningful signal to both the investor and counterparties that the transaction is regarded as falling within a category of investment that the MOF generally considers to be consistent with Japan's national security interests. (7)最後に承認手続について、財務省は「グリーンチャネル (green channel)」制度の導入を検討し得る。これにより、友好国からの投資家や、HRFI によるパッシブ投資など一定の類型の取引について、迅速な審査手続の利用を可能とすることが考えられる。グリーンチャネルの利点としては、次のようなものがある。 ● 提出書類の削減 投資家が過去に外為法上の事前届出等を通じて既に財務省による審査を受けており、その組織構造、ガバナンス及び過去の実績について財務省が十分な知見を有している場合には、グリーンチャネル利用時には当該過去の審査内容を引用することを認め、同一情報の再提出を求めないことが考えられる。 ● 審査期間の短縮 グリーンチャネルについては、通常の HRFI 審査手続よりも実質的に短い法定審査期間を設けるべきである。 ● 取引承認可能性の予見性向上 グリーンチャネルの適用対象とされること自体が、当該取引が日本の国家安全保障上の利益と整合的な投資類型であると財務省が一般的に考えていることを、投資家及び取引相手方に示す有意なシグナルとなるべきである。	
37.	・ 該当箇所 Article 3 of the Draft Cabinet Order (Reporting obligation for indirect investments in nonsensitive sectors) (新政令第3条) ・ 意見内容 (1) We consider the reporting obligation for indirect investments in non-sensitive sectors to be unnecessarily burdensome on investors. (1)当方は、非機微業種 (non-sensitive sectors) に対する間接投資について報告義務を課すことは、投資家にとって不必要に重い負担となると考える。 (2) Where the investment is in a non-sensitive sector, the industrial or national security risk of the transaction should be inherently low. Requiring a post-Transaction report for all non-sensitive transactions meeting the shareholding thresholds (i.e. 10% in a Japanese entity for HRFIs; 50% for non-HRFIs) would lead to excessive reporting obligations and significantly constrain the MOF's capacity by focusing on low-risk transactions. We suggest the MOF to consider adding to Article 3 of the Draft Cabinet that certain exemptions will apply in indirect acquisitions – e.g. for non-sensitive sectors, apart from exemptions for HRFIs that meet certain criteria as described above, if there is an indirect acquisition of shares in a non-listed	間接的な投資行為に係る規制は、外国投資家が、直接保有法人等を支配することを通して、本邦企業の株式等を直接取得する場合と実質的に同様の効果が生じることに着目した規制です。 事前届出対象でない業種に係る投資であっても、10%以上のものについては、現行制度上も直接投資において事後報告を求めているように現状把握の必要性が高いと考えており、上記の間接的な投資行為の規制の趣旨を踏まえても、典型的に特にリスクが高い外国投資家による行為の場合には、把握の必要性が高いと考えられることから、事後報告義務の対象としています。 We appreciate your comment and will take it into consideration. The regulation of indirect investment is based on the recognition that, where a foreign investor acquires control over a foreign entity directly holding shares or equity interests in a Japanese company, the transaction may have substantially the same effect as a direct acquisition of such shares or equity interests. Even for investments in business sectors that are not subject to prior notification requirements, there remains a significant need to maintain visibility over investments of 10 percent or

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	Japanese company from another foreign investor, no filing (including post-transaction reporting filing) is required. (2)投資先が非機微業種である場合、当該取引が日本の産業安全保障又は国家安全保障にもたらすリスクは、本来的に低いものと考えられる。 そのような中で、株式保有比率の基準（すなわち、HRFI については日本企業の 10%、非 HRFI については 50%）を満たすすべての非機微業種への投資について、取引後報告を義務付けることは、過度な報告負担を生じさせるとともに、低リスク取引への対応に行政資源が割かれることになり、財務省の審査能力を大きく制約することになりかねない。 当方は、財務省に対し、政令第 3 条において、間接取得について一定の適用除外が認められる旨を追加することを検討いただきたい。 例えば、非機微業種については、前述した一定の要件を満たす HRFI に対する適用除外に加え、外国投資家から非上場の日本企業の株式を間接的に取得する場合には、届出（取引後報告を含む。）を不要とすることが考えられる。	more, as evidenced by the fact that direct investment of 10 percent or more are already subject to post-investment reporting requirements under the current regime. Taking into account the purpose of the regulation of indirect investment described above, transactions undertaken by foreign investors belonging to specified higher-risk categories are subject to post-investment reporting requirements, as there is considered to be a particularly strong need to maintain visibility over such transactions.
38.	・ 該当箇所 Article 4-8 of the Draft Cabinet Order (Call-in powers) (新政令第 4 条の 8) ・ 意見内容 (1) We note that MOF's powers to call in transactions is limited to HRFIs under the Draft Cabinet Order, and reiterate that the HRFI definition risks capturing a large number of entirely benign investors that do not present national or industrial security risks for Japan. (1)当方は、政令第 4 条において財務省のコールイン権限（報告徴求等の対象とする権限）が HRFI に限定されている点に留意している。その上で、前述のとおり、HRFI の定義は、日本の国家安全保障又は産業安全保障上のリスクを有しない多数の投資家まで捕捉してしまうおそれがあることを改めて指摘したい。 (2) We also consider the five-year period in which MOF may call in transactions to be excessive. In particular, given a 10% acquisition in a non-sensitive Japanese entity by HRFIs is sufficient to trigger a call-in, MOF's call-in powers could impact the certainty of many non-controlling investments made by HRFIs, which should be considered low-risk, in any event. (2)また、財務省が取引をコールインの対象とすることができる期間を 5 年間としている点についても、過度に長いと考える。特に、HRFI による非機微業種の日本企業に対する 10% の取得であってもコールインの対象となり得ることから、財務省のコールイン権限は、本来低リスクと考えられる HRFI による非支配的投資についても、取引の法的安定性及び予見可能性に影響を与える可能性がある。 (3) Therefore, we suggest MOF provide clear guidance on how MOF would intend to use the call-in powers. This will ensure investors will be aware of the risks they face post-closing. MOF's call-in powers should also be limited to acquisitions by HRFIs of actual control over a non-sensitive Japanese entity. This limitation would safeguard the certainty of transactions where HRFIs do not control the relevant Japanese entity and the industrial or national security risks are low, noting that the Japanese entity does not operate in a sensitive sector in any event. (3)そのため、当方は、財務省がコールイン権限をどのような	<ご意見（1）について> 新法 29 条の 2 第 1 項に基づく非指定業種における報告徴求等については、投資実行後の確立した財産保護、及び投資家の予見可能性・法的安定性の観点から謙抑的なものとするため、 ・ 事前届出の免除制度を活用することができない、類型的に特にリスクの高い外国投資家による、非指定業種への投資であって、 ・ 外国投資家が発行会社へ及ぼす影響が相当程度大きいものと考えられる行為について、外国投資家が保有する株式・議決権等が 10%以上であるもの、を対象としております。 <ご意見（2）について> 5 年間という期間については、国際情勢の変化その他の事由により生じ得る国の安全に係るリスクに適切に対応するという制度趣旨と、投資家の予見可能性・法的安定性等とのバランスを踏まえ、諸外国の制度も参考に設定しているものです。 また、10%以上の株式等を取得する場合、発行会社に対し相当程度の影響力を有することとなると考えられます。 いずれにせよ、新法第 29 条の 2 第 1 項に基づく報告徴求等については、国際情勢の変化その他の事由により国の安全を損なうおそれが大きい対内直接投資等又は特定取得に該当するおそれが大きいものについて、特に必要があると認められる場合に限って適用されるものであり、新令第 4 条の 8 第 2 項に掲げられる要件に該当することのみをもって、広く報告が求められることが想定されているものではありません。 <ご意見（3）について> 外国投資家の予見可能性向上のため、法第 29 条の 2 第 1 項に基づく報告の求めの対象になりうる想定事例等をガイドライン等の形で公表することを予定しています。 <u>Regarding the first point:</u> In order to ensure a restrained approach, taking into account the protection of established property interests following the completion of an investment, as well as investor predictability and legal certainty, requests for reports regarding investments in non-designated business sectors under Article 29-2 of the

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	場合に行使することを想定しているのかについて、明確なガイダンスを示すことを提案する。これにより、投資家は取引完了後に直面し得るリスクを十分に認識することが可能となる。また、財務省のコールイン権限は、HRFIによる非機微業種の日本企業に対する投資のうち、実際の支配権取得を伴う場合に限定すべきである。このような制限を設けることにより、投資先が非機微業種であることを踏まえ、HRFIが当該日本企業を支配しておらず、産業又は国家安全保障上のリスクが低い場合には、取引の法的安定性及び予見可能性を確保することができる。	Act are limited to: (i) investments in non-designated business sectors undertaken by foreign investors belonging to specified higher-risk categories that are not eligible to use the prior notification exemption system; and (ii) transactions that are considered likely to enable a foreign investor to exercise a significant degree of influence over the issuing company, where the foreign investor holds 10 percent or more of the shares, voting rights, or equivalent interests. <u>Regarding the second point:</u> The five-year period has been established, taking into account the need to appropriately address national security risks that may arise as a result of changes in the international circumstances and other developments while also maintaining an appropriate balance with investor predictability and legal certainty, with reference to similar regimes in other jurisdictions. In addition, the acquisition of 10 percent or more of the shares or other equivalent interests is generally considered to confer a significant degree of influence over the issuing company. In any event, requests for reports under Article 29-2, Paragraph 1 of the amended Act are applied only where it is considered particularly necessary with respect to inward direct investments or specified acquisitions that are considered highly likely to pose risks to national security amid changes in the international circumstances and other developments. The fact alone that the requirements defined in Article 4-8, Paragraph 2 of the amended Cabinet Order are met is not intended to result in reports being broadly required. <u>Regarding the third point:</u> In order to enhance predictability for foreign investors, we intend to publish guidelines or similar materials setting out illustrative cases that may be subject to requests for reports under Article 29-2, Paragraph 1 of the Act.
39.	1. 対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令案について 届出不要類型（命令案3条2項関係）について、以下の類型を届出不要類型に追加すべきではないか。 現行法上、指定業種を営む会社を100%買収した外国投資家は、当該買収に係る株式取得に係る事前届出を提出することで、当該会社やその子会社の役員に外国投資家の関係者を派遣しようとする場合、事前届出不要とされている（法27条1項、直投令3条第1項12号、直投命令3条2項7号）。 これに対し、例えば、非指定業種を営む会社を100%買収し、その後、当該会社が指定業種を営むことになったために、事業目的変更への同意（法26条1項5号）に係る事前届出を行った外国投資家は、当該外国投資家の関係者を当該会社の役員として選任する場合、都度、役員選任同意に係る事前届出を行う必要がある。 上記例は、実質的には、事業目的変更への同意の届出に係る事前届出審査を完了することで、指定業種を営む会社を100%買収した場合の事前届出審査を完了した類型と同じと評価できると考えるが、それにもかかわらず、役員選任同意に係る事前届出が求められるのは取扱いの均衡を欠いており、このような場合も届出不要とすべきではないか。 なお、対直命令の改正案により、外国投資家の関係者を投資先の会社の取締役役に選任する場合であって、当該関係者が取締役	外国投資家が株式取得等の事前届出を行って50%以上の議決権を保有している会社に係る役員の選任に係る同意については、当該事前届出を審査する際、当該外国投資家が当該会社を支配したとしても、国の安全等の観点から問題がないと判断したものであると考えられることから、改めて役員選任に係る同意に対する審査を行う必要性に乏しいため、手続を不要としているものです。 ご指摘の事業目的変更への同意に係る事前審査については、個別の事案ごとにケースバイケースであるものの、一律に外国投資家が当該会社を支配することに国の安全等の観点から問題がないと認められたとまではいえないため、株式取得等に係る事前審査と同様の効果を生じさせることが適切とは考えておりません。 なお、ご記載いただいた新命令第3条第3項第10号により、役員の重任の場合については、原則として再度の事前届出は不要としており、相当程度手続負担は緩和されるものと考えております。 いただいたご意見については今後の制度検討の参考にさせていただきます。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	を重任する場合は事前届出が不要となったが(命令案3条2項10号)、上記指摘は、そもそも外国投資家とその株式又は議決権の半数以上を保有する指定業種を営む会社に対する役員選任同意の届出を不要とする趣旨に鑑み、株式取得時点において発行会社が事前届出業種を営んでいなかったがその後指定業種を営むこととなったために事業目的変更への同意に係る事前届出審査を完了した場合には、指定業種を営む会社を100%買収した場合と同様に取扱うべきではないか、という問題意識からの指摘であるため、上記改正案があったとしてもなお届出不要類型に追加すべきと考える。	
40.	2. 対内直接投資等に関する命令に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件等(いわゆる指定業種に関する告示) 関連 (ア) ソフトウェア業の解釈について 従前、ソフトウェア業を営む、の解釈として、経済産業省の担当者によると、自らソフトウェアの設計開発を行わない場合であっても、ソフトウェア等に関する調査、分析、助言等を行っている場合には、ソフトウェア業に該当する可能性があると考えられている(旬刊商事法務2294号・28頁など)。 今般の告示改正においても、上記ソフトウェア業の解釈に変更はないという理解でよい。また、変更がある場合、どのような変更があるかを具体的にご教示いただきたい。 また、そもそも上記解釈が正確ではないということであれば、現時点における経済産業省の解釈を具体的に示していただきたい。	ソフトウェアの作成に技術的な関与があれば、ソフトウェア業に該当するものとお考えください。関与の態様は問わず、自らソフトウェアの設計・開発を行う場合のほか、調査、分析、助言等を行う場合が含まれます。
41.	(イ) 「専ら設計された」の解釈について 指定業種に関する告示改正案には、「特に設計された」とは区別された文言として「専ら設計された」という文言があるが(指定業種に関する告示改正案19号ほか)、「専ら設計された」とはどのような意味か。「特に設計された」との差分は何か。また、「専ら」とはどの程度を指すものかも、含めて具体的に説明していただきたい。	「特に設計された」とは専用設計品であることを指すのに対し、「専ら設計された」とは専用設計品のみならず、他に用途があるソフトウェアを含む点に違いがあります。 指定業種告示①別表第一第19号の場合、細分に掲げる物の設計、製造又は使用のために用いることを主要な目的として設計したプログラムを作成する事業所が該当します。
42.	(ウ) 改正案26号について 100万人以上の個人情報・・・を扱うために特に設計したプログラムを提供するソフトウェア業が追加されているが、この業種の追加の理由は何か。特に、一定数の個人情報を扱うというデータの重要性に着目した追加であるかについて説明していただきたい。 また、個人情報であれば、要配慮個人情報か否かの区別をすることなく、幅広く指定業種に含まれることとなるが、なぜこのような個人情報全般が、国の安全等の観点から重要であるとお考えであるのか、具体的にご教示いただきたい。 さらに、同号の「100万人以上の個人情報・・・を扱う」の解釈は、従前の日本銀行による外為法Q&A(対内直接投資・特定取得編)のQ78(2)の注1において、「「100万人以上の者・・・」は、投資実行時点で投資先法人が開発するソフトウェアにおいて100万人分を超える個人情報を有しているかどうかは問わず、設計・開発段階において、100万人分以上保有することを想定し、又は目的として設計・開発しているものであれば該当します。」とあるが、今般の改正案も、当該外為法Q&Aと同様の解釈と理解してよい。か。 なお、当該外為法Q&Aの記載も、「設計・開発段階において、100万人分以上保有することを想定し、又は目的として設計・開発しているもの」の範囲が明確ではないと考えているが、例えば、設計・開発段階において100万人以上保有することを想定してはいないが、開発したソフトウェアのパフォーマンスや容量に照らし、技術的に100万人以上の個人情報を保有し得るものは含まれると考えるか。 仮にそうである場合、実際には数百人、数千人程度の個人情報を取り扱わないプログラムを開発するものの技術的には100万人以上の個人情報を扱い得る場合も広く指定業種に含まれることとなるが、このような取扱いの外為法の目的である	<「100万人以上の個人情報・・・ご教示いただきたい。」という点について> 現行の指定業種告示①では、ソフトウェア業(ゲームソフトウェア業を除く。)又は情報処理サービス業について広く届出対象として指定しているのに対し、改正案ではソフトウェア又は情報処理サービスの種類や扱う情報の性質等に着目し、審査対象を限定しています。 要配慮個人情報に限らず、個人情報が流出した場合、これを利用して個人の行動を支配し又は影響を与えることが可能であり、大量の個人情報が漏洩するなどした場合には、国の安全等を損なう事態が生じ得ると考えられます。 <「さらに、・・・理解してよい。か。」という点について> 第26号の「100万人以上の個人情報・・・を扱う」の解釈に変更はありません。 <「なお、当該外為法Q&A・・・含まれると考えるか。」という点について> 100万人以上の個人情報を扱わない想定 of ソフトウェア又はサービスを設計・開発する事業所は、当該ソフトウェア又はサービスが100万人以上の個人情報を技術的に扱うことが可能であったとしても、第26号に該当しないと考えます。 <「特に、改正案が・・・対処すべきではないか。」という点について> 貴見のとおり、100万人以上の個人情報を扱うことが具体的になった段階で、会社の事業目的の変更の同意に関

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	「必要最小限の管理又は調整」に反するのではないか。 特に、改正案が一定数の個人情報を扱うというデータの量や重要性に着目した追加であれば、「100 万人以上の」の解釈はより厳格に解すべきである。そのため、設計・開発段階において 100 万人以上保有することを想定してはいないが開発したソフトウェアの容量に照らし技術的に 100 万人以上の個人情報を扱い得るものは含まないと考えるべきであり、仮に開発後、当該ソフトウェアの用途や仕様の変更等により、新たに 100 万人以上の個人情報を取り扱う具体的な想定や蓋然性が生じた場合に、事業目的変更への同意に関する事前届出をさせる等により対処すべきではないか。 なお、上記質問や指摘は、現に指定業種への該当性を判断する場合に、100 万人以上の個人情報を技術的に保有し得るソフトウェア業や情報処理サービス業について、現行の外為法 Q&A 等に照らすと指定業種に該当する可能性を否定できないとして事前届出を行っている例が多数あり、このような事前届出が事業者にとって過度の事務負担になっていることも踏まえてのものである。もしこのような実務的な取扱いが指定業種の範囲を過度に広範に捉えすぎているということであれば、事前届出を要しない場合などを、告示本文や解釈指針において明確にしていきたい。	する事前届出をお願いします。
43.	(エ) 改正案 27 号について 文言からは対象範囲が不明確であり、当該業種の具体例や参考とされた他の制度等があれば説明していただきたい。 なお、当該業種は、経済産業省のイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の対象となる AI 関連のプログラムの著作物（当該税制に係るガイドラインの、①機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム、②AI モデルによる機械学習アルゴリズムのプログラム、③AI モデルによる機械学習をサポートするプログラム（サポートツール））を参考として、当該著作物であるプログラムに係る技術を保有するソフトウェア業等にも類するものと推察されるが、当該イノベーション拠点税制の対象となる AI 関連のプログラムと同様のプログラムに係るソフトウェア業を対象としているという理解でよいか。告示案 27 号の対象範囲について明確に示していただきたい。 特に告示案 27 号のうちハは、「機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラム」であって、「機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの」が対象となっている。文言上、第三者が開発した機械学習アルゴリズムを呼び出して当該アルゴリズムを用いて出力結果を高度化させるために、当該アルゴリズムを呼び出すためのプログラムなどを作成する場合も、当該呼び出すためのプログラムが、第三者が開発した機械学習アルゴリズムと連携するプログラムである以上、「機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラム」からは排除されないと思われるため、27 号のハに含まれるのではないか。 なお、イノベーション拠点税制ガイドラインには「自社で開発していない AI 関連の技術を他の者に使用させるために、ユーザインターフェース等に関するプログラムを開発又は改良した場合、そのプログラムは AI 関連には該当しません。」とあるところ、仮に当該税制を参考に本号を定めている場合、ハに該当するソフトウェア業等は、イノベーション拠点ガイドラインと同様、第三者が開発した機械学習アルゴリズムを単に呼び出すだけのプログラムを開発するものは含まないという考え方もあり得る。 仮にそうである場合、現在の告示からは、そのような呼び出しプログラムが明確に除外されているとは読めないようにも思われることから、その点を告示や、少なくとも解釈指針などにおいて明確化すべきでないか。 例えば、「機械学習アルゴリズムを記述したプログラム（機械学習に係る学習又は推論の計算手順の全部又は主要な部分	指定業種告示①第 27 号は人工知能関連技術を保有する事業所を対象としており、①機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラムに係る技術（イに掲げる技術）、②AI モデルによる機械学習アルゴリズムのプログラムに係る技術（ハに掲げる技術のうち「機械学習アルゴリズムを実現するもの」）、③AI モデルによる機械学習をサポートするプログラム（サポートツール）に係る技術（ロに掲げる技術及びハに掲げる技術のうち「機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの」）の 3 類型に大別されます。より具体的には、①AI の開発等に必要な GPU 等のハードウェア（AI の開発を主たる目的としていることが明らかなものに限る）の利用を効率化させる制御・基本機能を実現するプログラム（AI の開発に特化したハードウェア制御、仮想化、OS 等のプログラムを含む）、②機械学習アルゴリズムを実現する研究開発活動によって製作されるプログラム（基盤モデルに加え、個別／特化モデルが含まれる）、③機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させる研究開発活動によって製作されるプログラム（例えば、RAG 等の AI 共通支援機能）、機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係る研究開発活動によって製作されるプログラムや、他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラムに係る技術が該当します。 他方で、自社で開発していない AI 関連の技術を他のものに使用させるために、ユーザインターフェース等に関するプログラムを開発又は改良する場合は該当しないものと考えます。ご指摘の「第三者が開発した機械学習アルゴリズムを呼び出すプログラム」に関しては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきと考えられますが、基本的には、自社で開発していない AI 関連の技術を他のものに使用させるものとして、第 27 号の各号に該当しないものと考えられます

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	を当該プログラム自体において規定するものをいい、既存のプログラム部品の組合せにより新たなモデル構造、学習方法その他の計算手順を規定するものを含み、他のプログラムに規定された計算手順の呼出し又はその実行に係る設定値の指定を行うにとどまるものを除く。)・・・」といった文言を追加すべきではないか。	
44.	(オ) 業種該当性に関する解釈指針について 従前より、指定業種の解釈にあたっては当局からの明確な解釈指針が乏しく、その範囲について解釈に苦慮している。今般の改正においても、業種の外縁が分かりにくい業種が多く追加されており、特に AI、サイバーセキュリティ及び先端ソフトウェア分野ではスタートアップの役割が大きい反面、このような規模の企業にとって、現在の文言のみから業種該当性を検討させるには事業者側の負担が大きい。 制度の予見可能性を確保する観点から、(イ)～(エ)に明記した業種を含め、指定業種の対象となる製品・サービスの具体例、判断基準及び Q&A を公表することを強く要望する。	ご意見を踏まえ、指定業種の対象となる製品・サービスの具体例等の公表を検討いたします。
45.	3. 「対内直接投資等に関する命令に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報及び法人を定める件」 関連 (ア) 告示案 1 条各号では、いずれも「技術」のみが規定されているという理解であり、今般の告示案においては「情報」は指定されていないという理解で良いか。仮に「情報」についての指定も今般の告示案に含まれている場合、具体的に情報を指定する規定や文言をご教示いただきたい。 (イ) 告示案 2 条の「前条各号に掲げる技術を保有する法人」とはどこまでの範囲を指すのか。当該技術を開発した法人のみならず、当該技術の全部又は一部のライセンスを受ける法人までも広く含まれるのか。また、ライセンスを受ける法人も含まれる場合、ライセンスの態様(独占的・非独占的)により該当性が異なるか。 さらに、ライセンスを受ける法人も含まれる場合、なぜ単にライセンスを受ける法人までもが含まれることとなるのか、国の安全等の観点から、具体的にご教示いただきたい。	< (ア) について > ご理解のとおり、今回の改正案に係る新告示(技術・情報)において「情報」は指定されていません。 < (イ) について > 法人が「技術を保有する」といえるかは、当該法人が指定された技術の利用を許諾されているとの形式的な事実のみに基づいて判断されるものではなく、当該技術が当該法人の事業又は研究開発等に利用されているかなどの実態に基づき判断されるものと考えます。なお、検討の結果、「技術」と別に当該技術を保有する法人を指定することはしないこととしたため、告示のご指摘の箇所は最終案においては削除いたしました。
46.	(該当文書) 外国為替に関する省令の一部を改正する省令(案) (該当箇所) 第 6 条第 2 (銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の確認事務の実施手続) 外国為替令第 7 条第 3 項第 3 号(銀行等の確認義務の対象とならない支払等及び銀行等の確認義務の対象となる取引等) (意見・理由) ● 今回の改正により新たに対内直接投資等の対象となる間接取得およびみなし外国投資家による投資について、外為法第 17 条にもとづき銀行等に求められる確認義務の対象、範囲および確認方法を明確化いただきたい。 ● 例えば、以下のような各場面について、銀行等が確認すべき事項および確認方法を示していただきたい。特に、各場面において、顧客からの申告および届出受理証等の確認をもって足りるのか、疑義がある場合に追加資料の徴求や実質的支配関係の確認が必要となるのかを明確化いただきたい。 ➤ 銀行等が顧客から外国送金の依頼を受ける場合 ・外国送金依頼人の実質的支配者や、外国投資家との支配・影響関係について、追加的な確認が求められるか。 ・顧客から申告された送金目的が出資以外である場合、銀行等は当該申告に依拠してよいか、疑義がある場合にはどの程度の追加確認が求められるか。	対内直接投資等のうち、法第 17 条の確認義務の対象となるものについては、新外為令第 7 条第 3 項第 3 号にて「法第 27 条第 3 項第 3 号に掲げる対内直接投資等に該当するものとして同条第 1 項の規定により政令で定められたもの」と規定されており、新令第 3 条第 2 項第 4 号、新命令第 3 条第 8 項及び平成 22 年告示(対内直接投資等に関する命令第 3 条第 8 項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件)により、イラン関係者(イラン政府、イラン国籍の非居住者又はイラン法令に基づき設立された法人等)による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等に限定して対象としております。 ※イラン関係者や規制対象行為の具体的な範囲については、上記平成 22 年告示を参照ください。 今回の改正は、対内直接投資等に係る規制の適用範囲を見直すものですが、これにより法第 17 条に基づく銀行等の確認義務の内容や水準を変更するものではありません。なお、確認方法の詳細については、外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン第 II 章 4-(2)及び関連の Q & A を参照ください。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	➤ 非上場会社の株式取得代金の決済時 ・振込や現金入金等により非上場会社の株式取得代金の決済を取り扱う場合、銀行等は、購入者がみなし外国投資家に該当するかを確認する必要があるか。 ・確認が必要な場合、顧客の自己申告および届出受理証等の確認をもって足りるか、それとも、実質的支配者や支配・影響関係について追加的な確認が求められるか。 ➤ 投資資金に係る被仕向送金の受領時 ・海外から投資資金として被仕向送金を受ける場合、受取銀行は、送金依頼人および送金受取人について、実質的支配者、支配・影響関係または間接取得の状況をどの範囲まで確認する必要があるか。 ・銀行等が通常取得可能な情報のみではこれらを把握できない場合、どのような確認を行うことが求められるか。 ● また、銀行等が通常取得可能な情報、顧客からの申告および提示された届出受理証等に合理的に依拠して確認を行った場合の取扱いを含め、外為法第 17 条にもとづき銀行等に求められる確認の水準および責任の範囲を示していただきたい。	
47.	(該当文書) 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (案) (該当箇所) 外国為替令第 7 条第 1 項および第 2 項 (銀行等の確認義務の対象とならない支払等及び銀行等の確認義務の対象となる取引等) (意見・理由) ● 外国為替令第 7 条第 1 項および第 2 項では、外為法第 17 条第 1 号および第 2 号にもとづく銀行等の確認義務の対象とならない支払等の具体的な範囲を告示により指定することとされている。 ● しかしながら、当該告示案が示されていない現時点では、銀行等において、確認義務の対象となる支払等の範囲、本改正に伴い必要となる行内手続・システム対応および顧客への影響を具体的に把握し、評価することが困難であり、本政令案が銀行実務に及ぼす影響について十分な検討を行うことができない。 ● このため、確認義務の対象とならない支払等を定める告示案ならびに当該支払等の具体的な範囲および判断基準を早期に公表するとともに、当該告示案について、銀行等が実務上の影響を十分に検討できる意見募集期間を設けていただきたい。 ● また、銀行等が施行までに必要な行内規程・事務手続・システムの整備および顧客周知を行うことができるよう、告示の公布から適用までに十分な準備期間を確保していただきたい。	新たに制定する告示は行政手続法上、意見募集手続が必要とされている命令等には該当しない内容を予定しており、現時点で、同法に基づく意見募集手続を行う予定はございませんが、告示の公布から適用までに十分な時間を確保したいと考えております。
48.	(該当文書) 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (案) (該当箇所) 外国為替令第 7 条第 2 項 (銀行等の確認義務の対象とならない支払等及び銀行等の確認義務の対象となる取引等) (意見・理由) ● 外国為替令第 7 条第 2 項にもとづき告示で指定される支払等について、以下の理解で相違ないか示していただきたい。 ➤ 当該告示により指定された支払等については、銀行等による外為法第 17 条第 2 号にもとづく確認義務の対象と	今般の法改正は一部の取引等について確認義務の対象から除外するものであり、ご理解のとおりで相違ありません。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	ならないこと ➤ 当該支払等を取り扱う銀行等は、原則として、当該支払等が告示に定める類型に該当することを確認すれば足り、個々の取引ごとに、次の事項を実質的に確認・判定することまでは求められないこと ・当該資本取引を行う者が外為法第 55 条の 9 の 2 第 1 項に規定する外国為替取引等取扱業者に該当すること ・当該外国為替取引等取扱業者において、当該資本取引に係る義務の履行に必要な態勢が整備されていること ➤ 外国為替令第 7 条第 2 項は、告示で指定された「支払等」を外為法第 17 条第 2 号にもとづく銀行等の確認義務の対象から除外するものであって、当該支払等の原因となる資本取引について、外為法第 21 条第 1 項にもとづく許可取得義務を免除するものではないこと ● 仮に、取扱銀行等が個々の支払等について、外国為替取引等取扱業者への該当性や義務の履行に必要な態勢の整備状況その他の実質的な要件を確認することが求められる場合には、確認すべき事項、確認方法、確認の水準および依拠することができる資料を示していただきたい。	